

糸島市建築物耐震改修促進計画（案）

地震に強い
安全・安心な
糸島のまちづくり



糸島市

平成30年●月

【目次】

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

．計画策定の目的	2
．耐震化を取り巻く社会動向	2
．計画の位置づけ	5

第2章 耐震化の課題

．想定される地震規模と被害の想定	8
．耐震化の現状	13
．耐震改修促進に向けた課題	19

第3章 耐震改修促進計画

．耐震化の目標	22
1．目標設定の考え方	22
2．耐震化目標の設定	23
．計画の骨子	25
1．耐震化の基本方針	25
2．施策の体系	25
．施策の概要	26
1．公共建築物の耐震化	26
2．民間特定建築物の耐震化	29
3．住宅の耐震化	30
4．耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	36
5．耐震改修促進に向けた指導等	38
6．耐震改修促進に資するその他の施策	40
7．地域における取り組みの促進	42
8．地震ハザードマップの作成・公表	43

第4章 計画の実現に向けて

．関係主体の役割分担	46
．計画の進行管理	47

資料編

．耐震改修促進法	50
1．耐震改修促進法	50
2．耐震改修促進法施行令	61
．用語解説	67

第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

．計画策定の目的

本計画は、平成 25 年 11 月の『建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）』の改正など、耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として策定する。

．耐震化を取り巻く社会動向

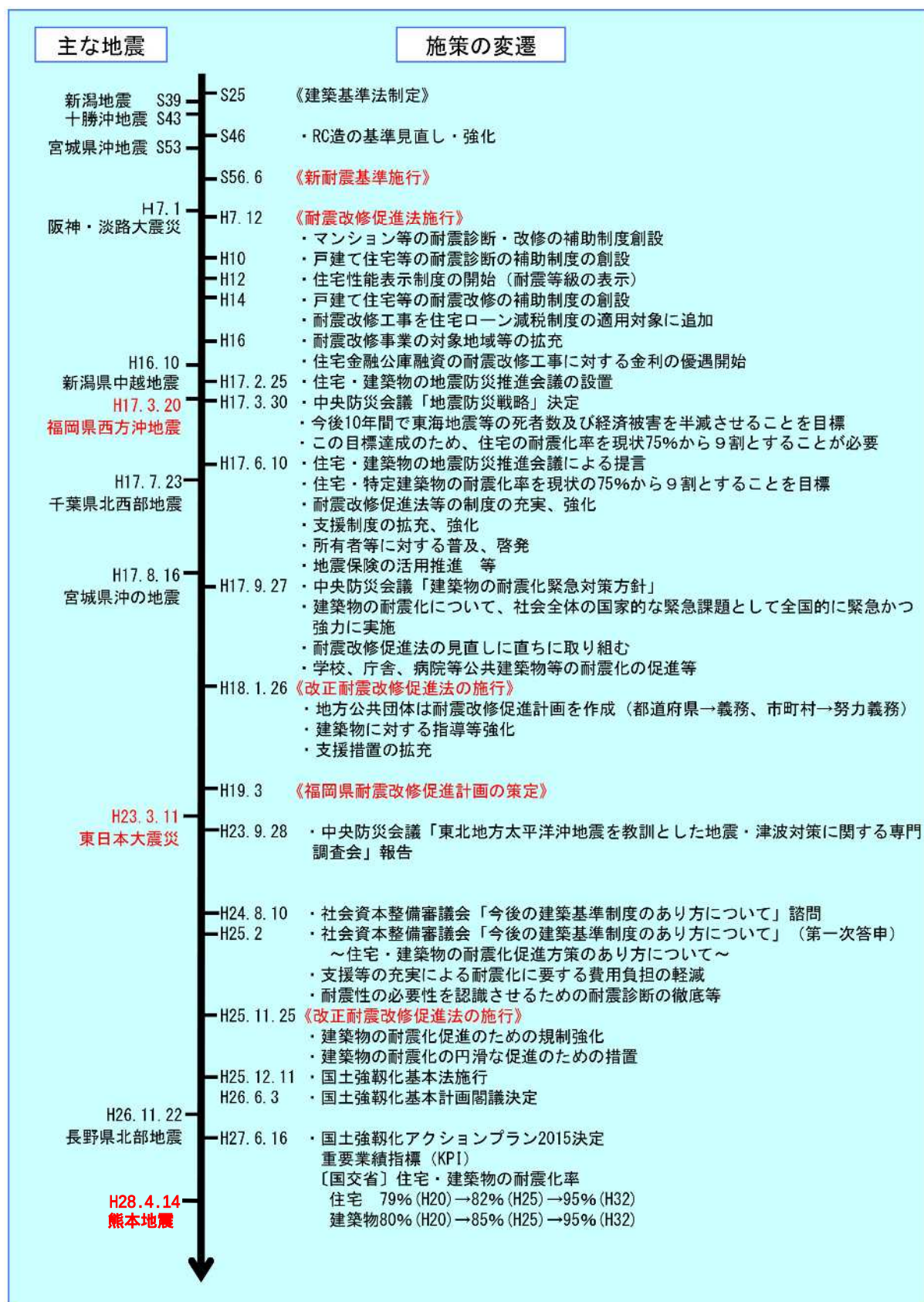
（１）建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると、以下のとおりとなる。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年 6 月に新耐震基準が施行、同様に平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年 1 月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を契機として平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、その後、平成28年 4 月14日から熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震では、建築物に大きな被害が発生し現在に至っている。

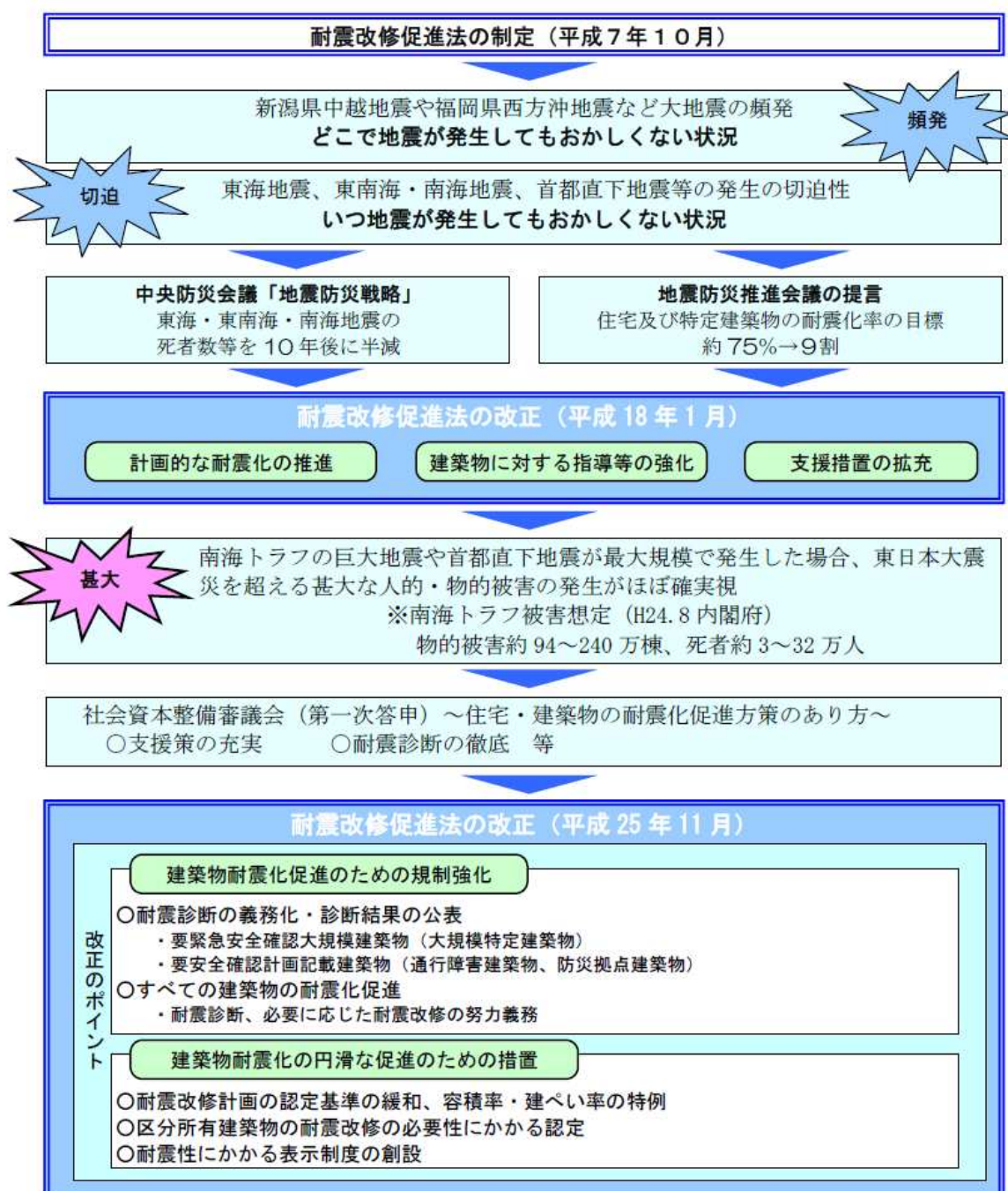


(2) 耐震改修促進法改正の概要

福岡県西方沖地震等、日本各地における近年の大地震の頻発や、東海地震等の発生の切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成18年1月より施行されている。改正の概要は下図に示されるとおりであり、「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」がポイントとしてあげられる。

さらに、南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える被害が想定されるなどの切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行されている。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられる。



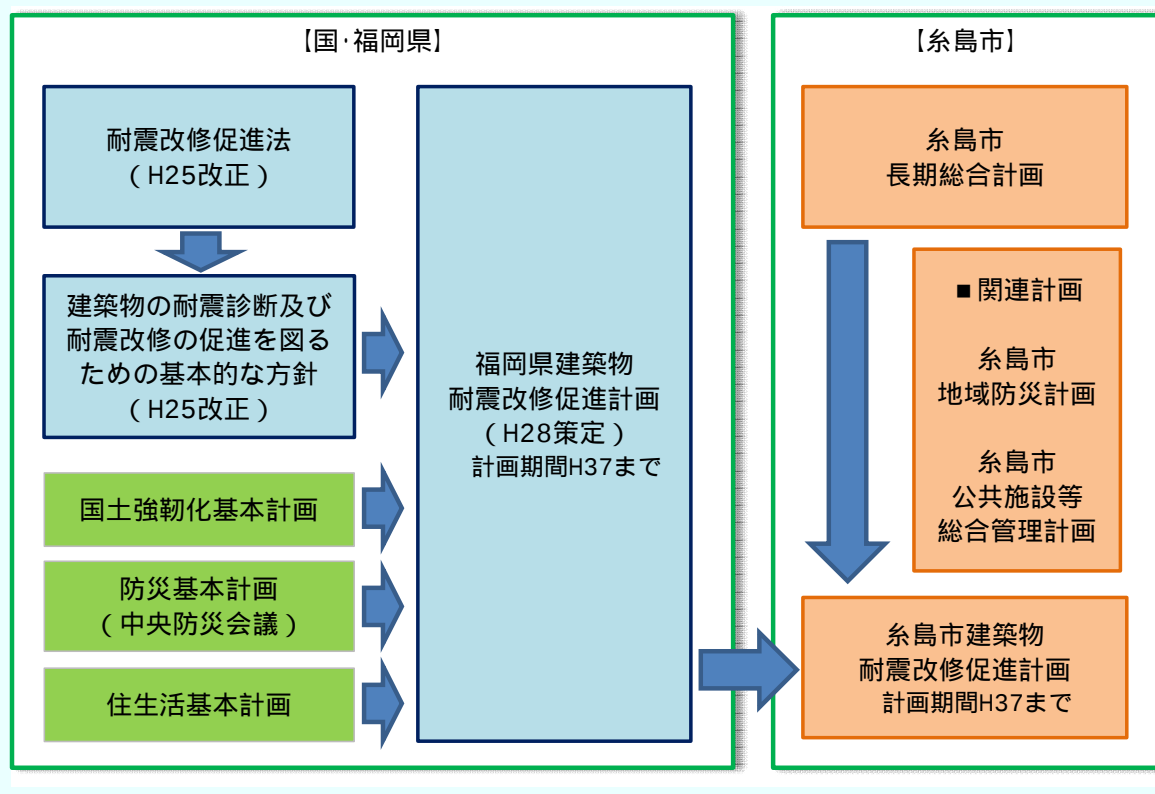
．計画の位置づけ

(1) 位置づけと役割

計画の位置づけと役割

本計画は、耐震改修促進法に定められた基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針【法第4条】）を踏まえ作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの事項を定め、糸島市内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

計画の推進にあたっては、「福岡県建築物耐震改修促進計画」、「糸島市地域防災計画」等に定められている防災関連施策との整合を図るものとする。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成 37 年度までとする。

なお、社会経済状況や関連計画の改正等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直すこととする。

想定される地震規模と被害の想定

(1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、糸島市においても、2005（平成17）年3月20日に発生した福岡県西方沖地震等で被害が発生した。

【福岡県の既往地震】

年月日	震源	地震規模	各地の震度	被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5～7.5		家屋倒壊、幅6m・長さ10kmの地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		7回地震、うち2回強い。	久留米、柳川で堀の水をやり上げ、魚死す。
1848年1月10日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1		久留米で液状化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近（糸島半島）	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破損13、神社破損8、長さ90mの土地の陥没。（12日）福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡苓崎、金武村で土蔵被害。
1929年1月2日	福岡県南部	M5.5		
1929年8月8日	福岡県	M5.1	震度3：福岡、佐賀、厳原	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	震度3：福岡、佐賀、厳原	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941年11月19日	日向灘	M7.2	震度5：宮崎、人吉 震度4：福岡、熊本、大分	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟。日向灘沿岸では、津波最大1mで船舶に若干の被害。
1966年11月12日	有明海	M5.5	震度3 福岡	屋根瓦、壁崩壊。
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	震度5：大分 震度4：福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、鹿児島	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのバルブが破損し、重油170klが海上に流出。
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	震度4：福岡 震度3：飯塚、大分、佐賀、下関、山口	文教施設等に若干の被害。
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4：久留米 震度3：夜須、大牟田	
1996年12月3日	日向灘	M6.6	震度3：久留米、夜須	
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	震度6弱：福岡、みやき町	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟

【糸島市の既往地震】

年月日	震源	地震規模	被害の概要
1898.8.10（明治31年）	糸島地震	M6.0	家屋が倒壊
1898.8.12（明治31年）	糸島地震	M5.8	
1930.2.5（昭和5年）	福岡県西部（雷山付近）	M5.0	
2005.3.20（平成17年）	福岡県西方沖地震	M7.0	負傷者60名、家屋半壊17棟、一部損壊2,434棟
2005.4.20（平成17年）	福岡県西方沖地震	M5.8	

福岡県西方沖地震による被害は概ね以下のとおりであった。

【糸島市の被害状況】

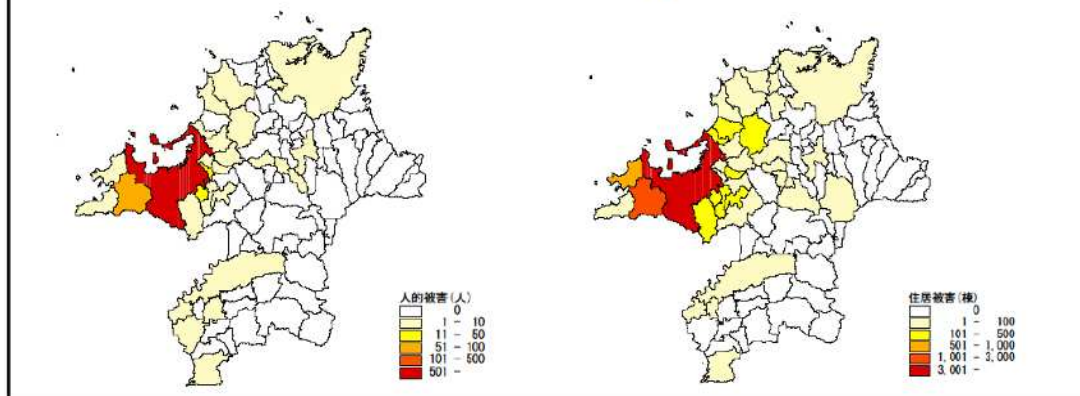
	人的被害				住家被害（棟）			その他
	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊	
		小計	重傷	軽傷				
糸島市	0	60	15	45	0	17	2,434	道路被害112箇所、漁港6

【福岡県の被害状況】

	人的被害（人）				住家被害（棟）		
	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊
		小計	重傷	軽傷			
福岡県合計	1	1,186	197	989	143	352	9,171
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756
（うち玄界島）		19	10	9	107	46	61

※【福岡県消防防災安全課調べ】（平成18年1月）

- ◆福岡県における被害の状況は上表のとおりであり、福岡市における人的被害として、死者1名・負傷者1,038名が報告されている。なお、死者の発生原因についてはブロック塀の倒壊によるものである。
- ◆住宅についても福岡市の被害が甚大であり、特に玄界島では全壊棟数が107棟となっている。
- ◆また、窓ガラスの破損・落下による通行人への被害が発生するとともに、エレベーターの閉じこめによる被害が多数報告されている。



(2) 糸島市における想定被害

平成24年3月に福岡県が策定した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(以下「防災アセスメント」という)においては、県内に存在する6つの活断層(小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層、福智山断層、宇美断層)に着目した想定地震、既往地震(糸島地震)を再現する方法による想定地震、地表での地盤特性に応じた地震動に基づく想定地震が設定(以下「基盤地震動一定」という。いわゆる直下型地震)され、被害想定は、小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層、基盤地震動一定の想定地震で行われている。

最も被害が大きい警固断層南東部(M7.2)、基盤地震動一定(直下型地震)(M6.9)による、糸島市の被害想定は次ページのとおりである。

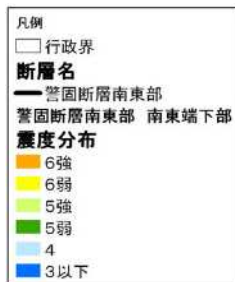
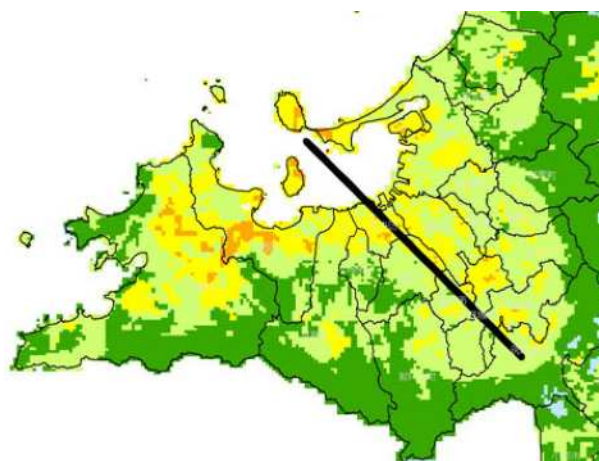
なお、本市大門から佐賀県鳥栖市付近にかけて分布が確認されている「日向峠 - 小笠木峠断層帯」については、国による詳細な解析が行われていないことや、過去に大きな地震被害が確認されていないため、今後の調査が進み次第、計画の改定に合わせて被害想定を計画に明記する。

【糸島市の被害想定状況】

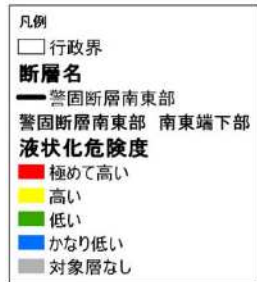
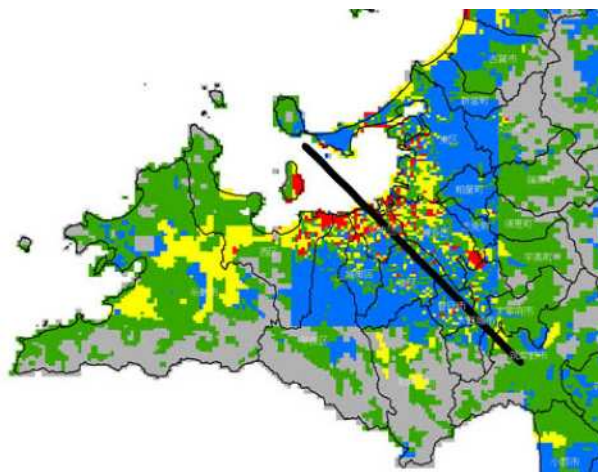
(出典：福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書)

想定項目			被害想定結果	被害想定結果
			警固断層南東部 (破壊開始：南東下部) M7.2	基盤地震動一定 (直下型地震) M6.9 震源深さ10km
建物被害	全壊 (大破)	木造	2,211棟	2,294棟
		非木造	120棟	130棟
	半壊 (中破)	木造	1,124棟	1,221棟
		非木造	112棟	107棟
火災被害	出火件数		12件	13件
	焼失件数		4件	4件
人的被害	死者数		137人	139人
	負傷者数		2,098人	2,147人
	要救出者数		734人	760人
	要後方医療搬送者数		210人	215人
	避難者数		4,349人	4,523人
要救護者	食糧供給対象人口		75,572人	75,224人
	給水対象世帯		27,778世帯	27,650世帯
	生活物資供給対象人口		4,349人	4,523人
ライフライン	上水道管被害箇所		125箇所	114箇所
	下水道管被害箇所		35箇所	24箇所
	電力(電力柱)		14本	10本
	電話(電話柱)		15本	11本

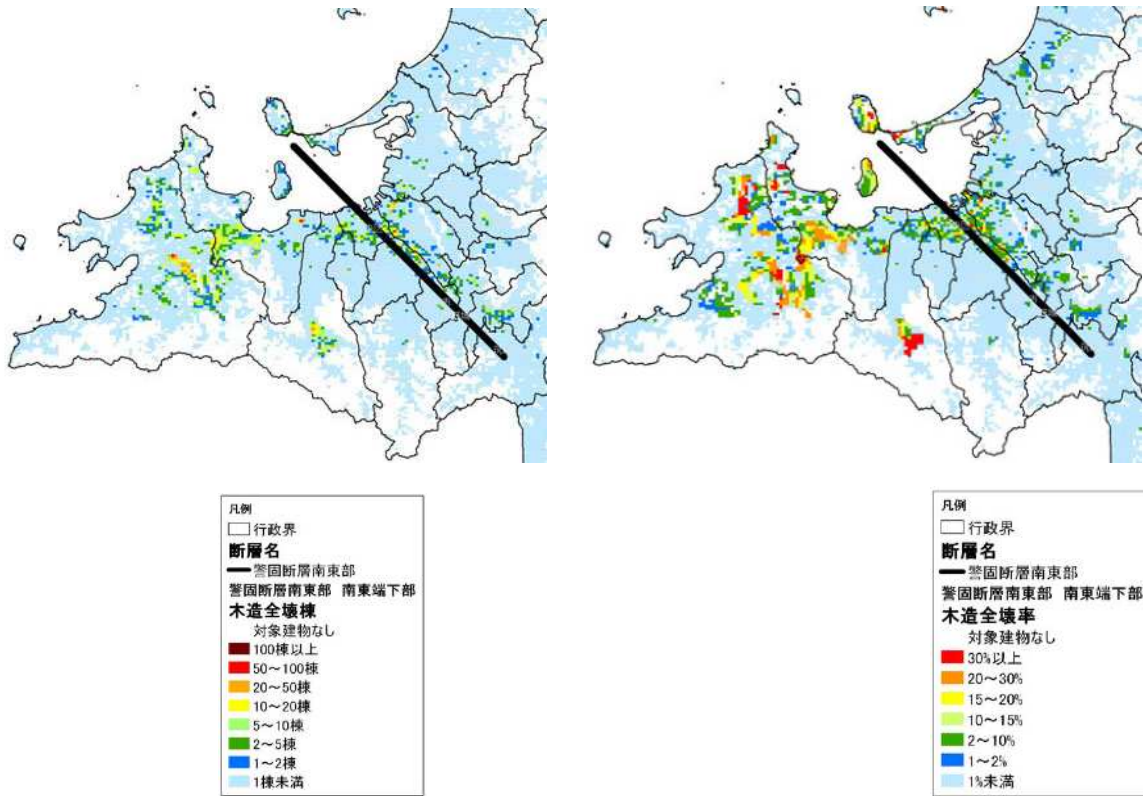
【警固断層 震度分布】



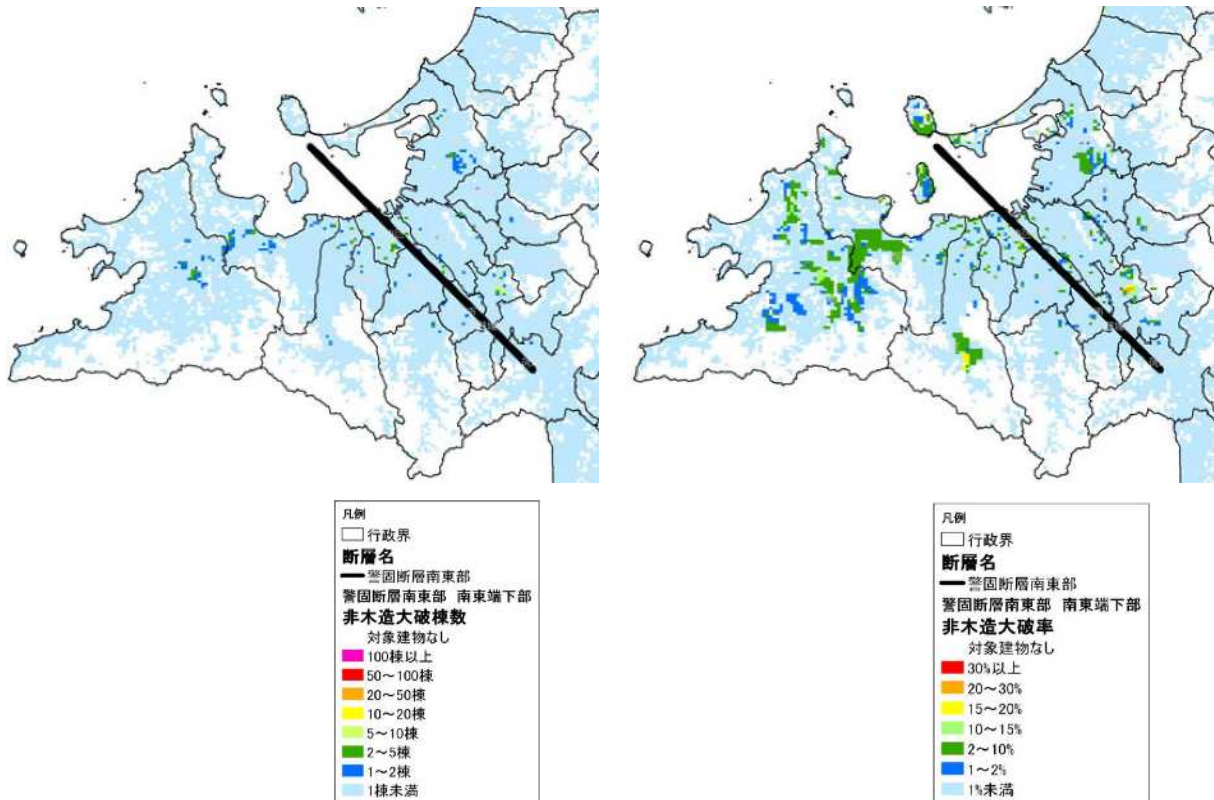
【警固断層 液状化危険度】



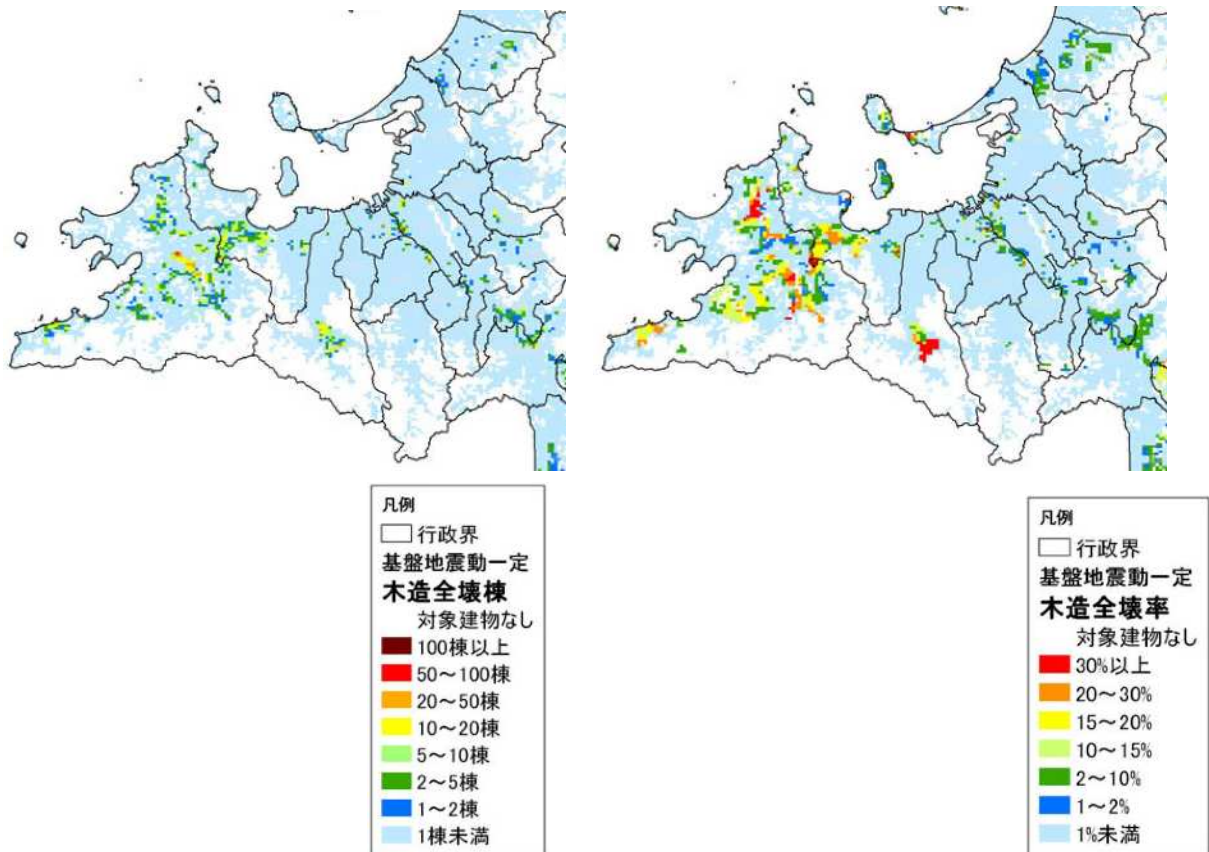
【警固断層 木造全壊被害分布】



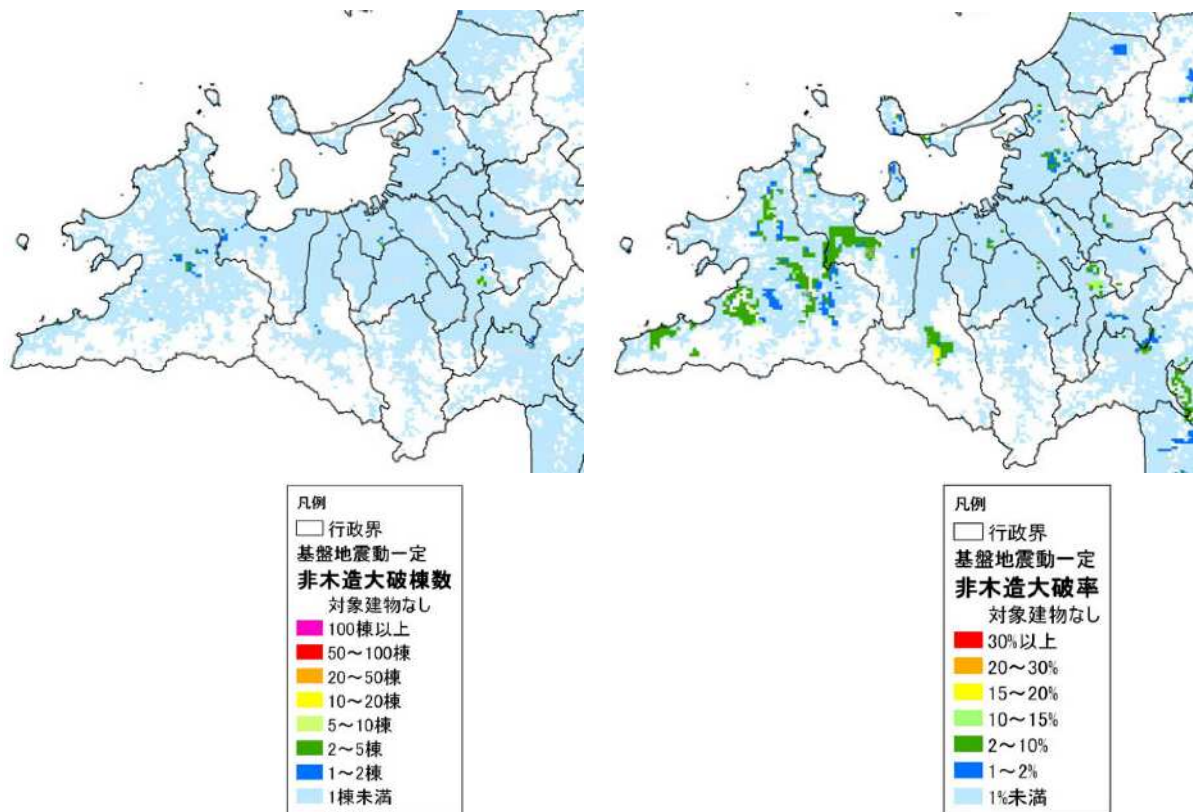
【警固断層 非木造全壊被害分布】



【基盤地震動一定（直下型地震） 木造全壊被害分布】



【基盤地震動一定（直下型地震） 非木造全壊被害分布】



耐震化の現状

(1) 特定建築物の耐震化の状況

不特定多数の者が利用する特定建築物

特定建築物とは、本計画において、耐震改修促進法第14条の特定既存耐震不適格建築物の略称として利用する。

不特定多数の者が利用する建築用途で、その用途分類に応じて一定の規模（面積、階数）を有するとして法に定められ、その所有者は、所有する建築物で耐震性が疑わしいものについて積極的に耐震診断を行い、耐震性が不足すると判断された場合は、耐震改修を実施する努力義務を負っている。

【特定建築物】

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件		指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件
	階数	面積（㎡）	面積（㎡）
学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2	1,000	1,500
上記以外の学校	3	1,000	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1	1,000	2,000
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			2,000
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場	3	1,000	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			2,000
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他のこれらに類するもの	2	1,000	2,000
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2	500	750
幼稚園、保育所			
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			2,000
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀王 その他これらに類するサービス業を営む店舗	3	1,000	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は造船若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			2,000
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公共上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			500
避難路沿道建築物			左に同じ

本市における特定建築物の耐震化の状況は下記のとおりである。

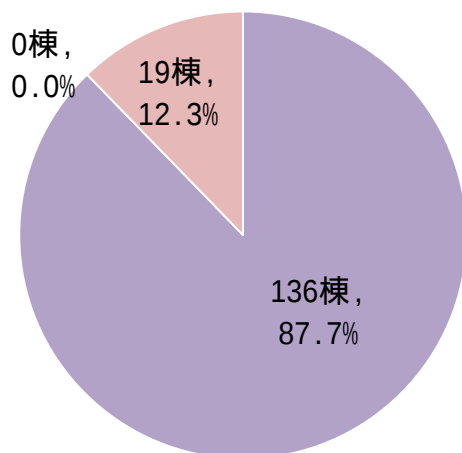
【特定建築物の耐震化状況】

区分	昭和57年 以降の建築物 (A)	昭和56年以前の建築物(B) うち耐震性あり(C)	建築物数 (D=A+B)	耐震性あり 建築物数 (E=A+C)	耐震化率 (F=E/D*100)
民間特定建築物	136 棟	19 棟 —	155 棟	136 棟	87.7%
公共特定建築物	85 棟	22 棟 22 棟	107 棟	107 棟	100.0%
特定建築物 計	221 棟	41 棟 22 棟	262 棟	243 棟	92.7%

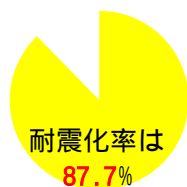
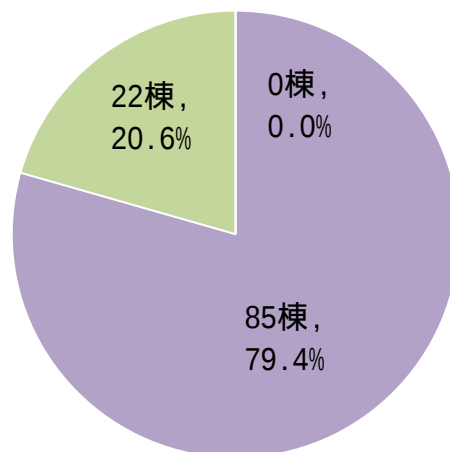
不特定多数の者が利用する特定建築物の状況

糸島市内の不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（平成30年3月時点）は以下のとおり。

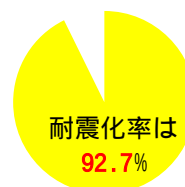
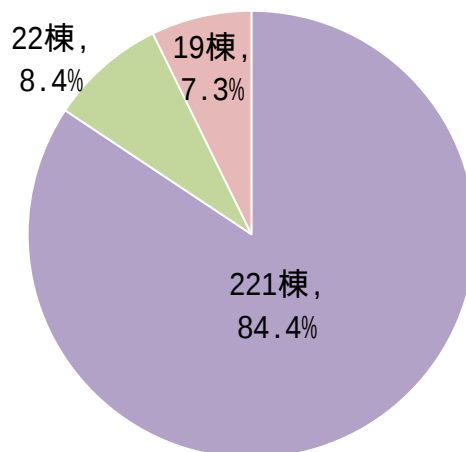
【民間特定建築物の耐震化の現状】



【公共特定建築物の耐震化の現状】



【特定建築物全体の耐震化の現状】



- 昭和57年以降建築
- 昭和56年以前建築（うち耐震性あり）
- 昭和56年以前建築（うち耐震性に劣る）

不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別の状況

糸島市内の不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別並びに公共・民間区分別の耐震化の現状は以下のとおり。

番号	用途分類	公共・民間	全棟数	S57以降棟数	S56以前棟数			耐震化率
					総数	耐震性あり	耐震性なし	
	庁舎、警察署、消防署	公共	5	4	1	1	0	100.0%
		民間	0	0	0	0	0	-
		小計	5	4	1	1	0	100.0%
	郵便局、保健所、税務署 その他これに類する公益上 必要な建築物	公共	1	0	1	1	0	-
		民間	1	1	0	0	0	100.0%
		小計	2	1	1	1	0	100.0%
	小中学校、病院、体育館、 集会所、幼稚園等	公共	72	52	20	20	0	100.0%
		民間	28	24	4	0	4	85.7%
		小計	100	76	24	20	4	96.0%
	老人ホーム、福祉施設等	公共	3	3	0	0	0	100.0%
		民間	13	12	1	0	1	92.3%
		小計	16	15	1	0	1	93.8%
	ボーリング場、劇場、展示場、 ホテル、博物館、物販店、遊技場 公衆浴場、飲食店、理髪店等	公共	4	4	0	0	0	100.0%
		民間	21	15	6	0	6	71.4%
		小計	25	19	6	0	6	76.0%
	卸売市場、賃貸共同住宅、事務所 工場等	公共	22	22	0	0	0	100.0%
		民間	92	84	8	0	8	91.3%
		小計	114	106	8	0	8	93.0%
	公共用交通施設、駐車場等	公共						-
		民間						-
		小計	0	0	0	0	0	-
合計		公共	107	85	22	22	0	100.0%
		民間	155	136	19	0	19	87.7%
		小計	262	221	41	22	19	92.7%

特定建築物数を用途別にみると「卸売市場、賃貸共同住宅、事務所、工場等」が107棟で最も多く、全体の約44%を占めている。公共・民間の区分別の割合は、それぞれ41%、59%となっている。

用途別では、「ボーリング場、劇場、展示場、ホテル、博物館、物販店、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店等」の耐震化率がやや低い状況である。

公共・民間の区分では、公共の特定建築物（耐震化率100%）に比べ、民間の特定建築物の耐震化率が約12ポイント低くなっている。

危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物

糸島市内の危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の棟数は以下のとおり。

危険物貯蔵・処理施設の棟数	39棟
---------------	-----

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物

地震により倒壊した場合、糸島市内の多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の棟数は以下のとおり。（県の調査から）

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の棟数	65棟
------------------------------	-----

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の考え方

対象建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

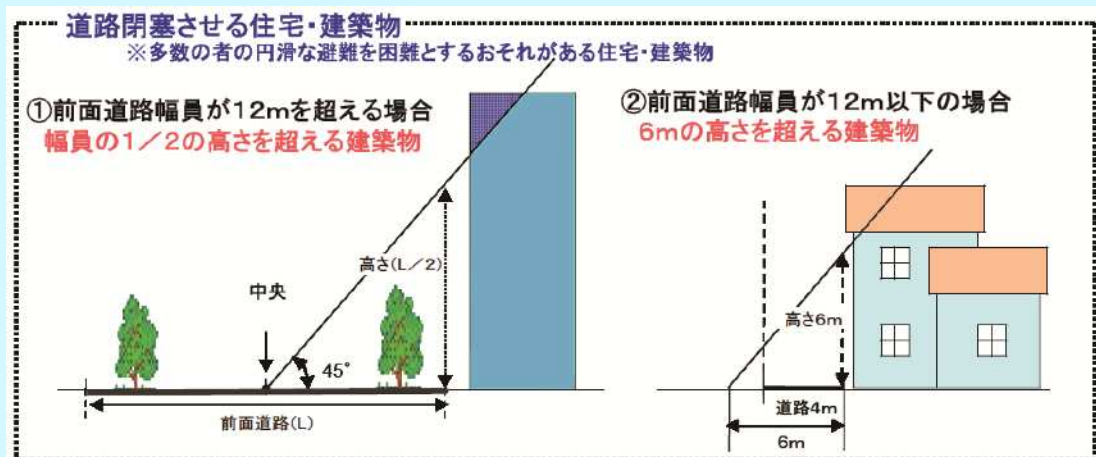
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【通行障害建築物の要件】

耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離



道路の指定の考え方

耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定により、本計画において指定する道路は、広域的な緊急輸送手段を確保するために、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成26年11月見直し）に定められた第1次、第2次緊急輸送ネットワークとする。

耐震改修促進法 第5条第3項第3号「〔都道府県耐震改修促進計画〕で定める事項」

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要であると認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

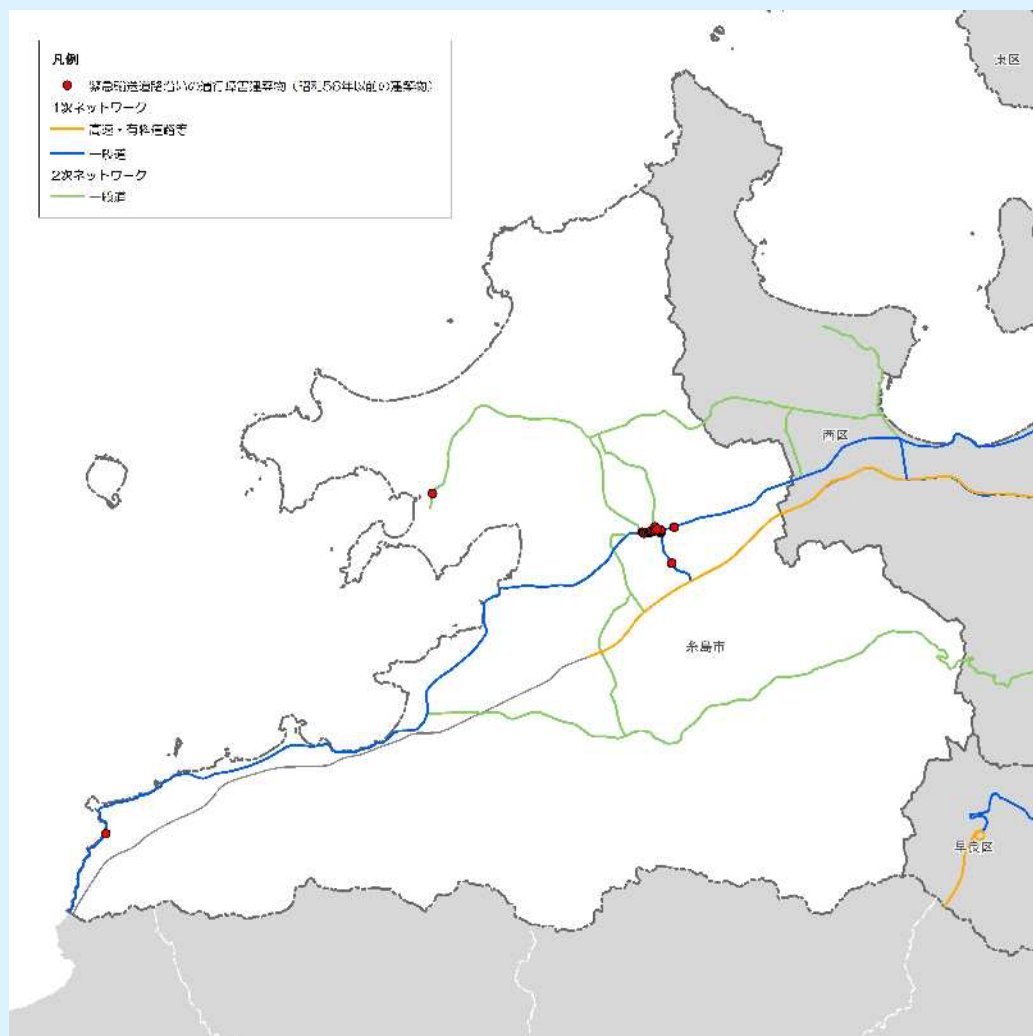
（出典：福岡県建築物耐震化促進計画）

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の状況

緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の概数は以下のとおり。

	昭和57年 以降の建築物 〔 A 〕	昭和56年 以前の建築物 〔 B 〕	全建築物数 〔 C = A + B 〕
福岡県	4,438	2,023	6,461
糸島市	49	16	65

建築年次が不明なものは、すべて昭和56年以前に建築された建築物とした。



【福岡県緊急輸送道路ネットワーク】

平成 25 年度に策定された「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」では、地理的特性や社会的特性を踏まえ、迅速かつ効率的な緊急輸送活動を行うための交通ネットワークの構築が謳われている。このネットワークは 1 次、或いは 2 次に区分されそれぞれ以下の特徴をもっている。

- 第 1 次緊急輸送道路ネットワーク：県庁、県内 5 市の中心都市重要港湾、空港、災害医療拠点などを連絡する根幹的な道路
- 第 2 次緊急輸送道路ネットワーク：第 1 次緊急輸送道路ネットワークと、市町村役場、消防、警察、学校、体育館などを連絡する副次的な道路

(2) 住宅の耐震化の状況

本市における住宅の耐震化の状況は以下のとおりである。

耐震化率は「戸建て住宅」と「共同住宅等」に区分して推計。

区分	昭和57年 以降の住宅 〔A〕	昭和56年以前の住宅〔B〕	住宅数 〔D=A+B〕	耐震性あり 住宅数 〔E=A+C〕	耐震化率 〔F=E/D*100〕
		うち耐震性あり〔C〕			
戸建て住宅	15,260戸	8,780戸 1,654戸	24,040戸	16,914戸	70.4%
共同住宅等	9,550戸	610戸 133戸	10,160戸	9,683戸	95.3%
住宅 計	24,810戸	9,390戸 1,787戸	34,200戸	26,597戸	77.8%

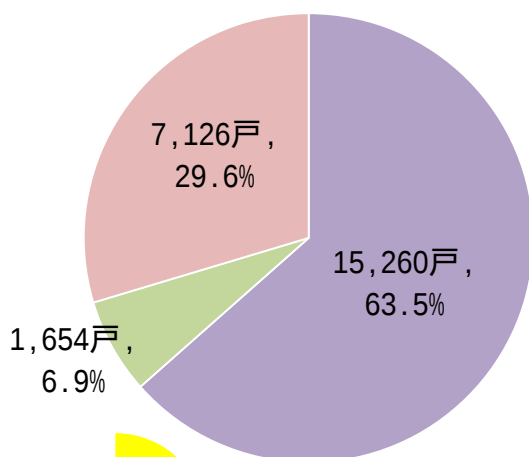
注1：平成25年住宅・土地統計調査から集計

注2：Cの数値は住宅・土地統計調査から推計

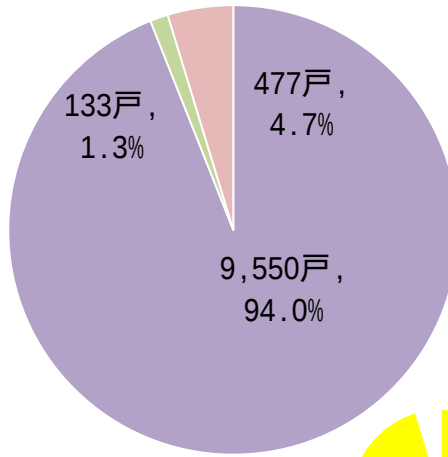
住宅の耐震化率の現状（住宅・土地統計調査より）

住宅全体の耐震化率は77.8%で、共同住宅等の耐震化率は戸建て住宅と比較すると約25ポイント高い。

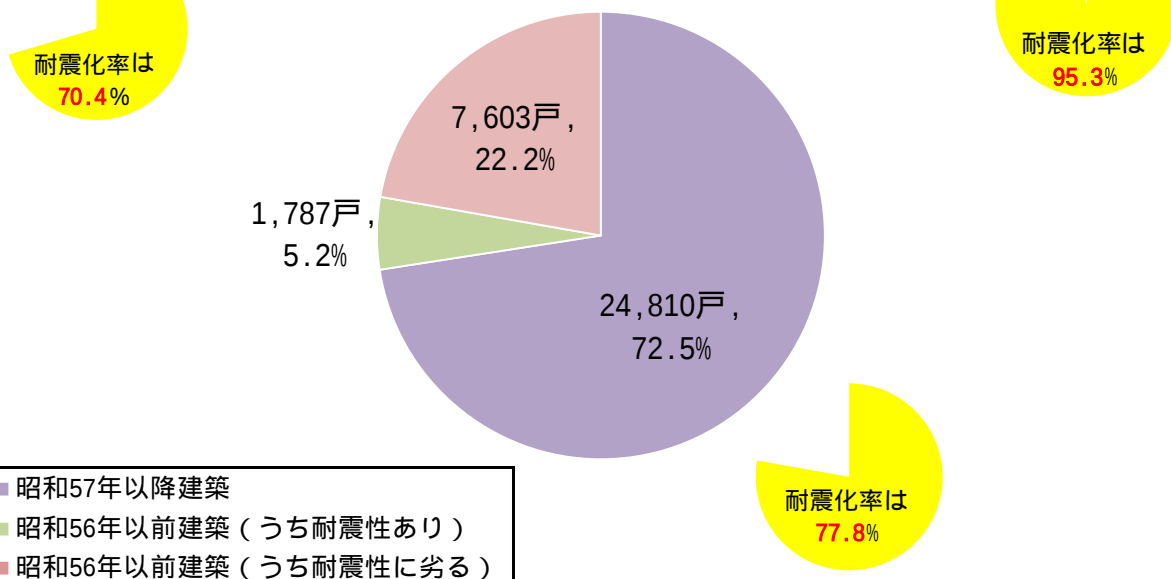
【戸建て住宅の耐震化の現状】



【共同住宅等の耐震化の現状】



【住宅全体の耐震化の現状】



- 昭和57年以降建築
- 昭和56年以前建築（うち耐震性あり）
- 昭和56年以前建築（うち耐震性に劣る）

・耐震改修促進に向けた課題

(1) 糸島市の耐震化の取り組み

糸島市における現在の耐震化の取り組み状況を整理すると以下のとおりとなる。

【糸島市の耐震化の取り組み】

建築物所有者の意識啓発
「耐震改修促進法」の趣旨、内容をわかりやすく解説するパンフレットの配布やセミナーにより建築物所有者に対し耐震知識の普及、啓発に努めている。 住まいの耐震化教室を年に1回開催している。

市民の防災意識の向上
「糸島市地震ゆれやすさマップ」を市内約34,000戸に全戸配布するとともに、防災教室の開催による地震被害への備えと意識の向上に努めている。 市内全行政区での自主防災組織の組織化の趣旨・内容をわかりやすく解説するパンフレットを配布するとともに、セミナーにの開催によって建築物所有者に対し耐震知識の普及、啓発に努めている。

耐震化の推進
木造戸建て住宅耐震改修補助金を創設（H26） がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の創設（H28） 木造戸建て住宅耐震改修事業の周知パンフレットを市内約34,000戸に全戸配布（H29）

(2) 糸島市の耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、糸島市における耐震化の課題を以下のとおり設定する。

【糸島市の耐震化の課題】

防災上重要な建築物の耐震化
○ 特定建築物の耐震化率が目標値を下回っており、更なる耐震化を進める必要がある。 ○ 災害時には、防災拠点機能や民間建築物に対する先導的役割が求められており、公共建築物の耐震化促進が必要である。 ○ 所有者の認識が十分でないことや費用的負担等の理由で、民間特定建築物の耐震化が進んでいないことから、現状を踏まえた耐震化促進が必要である。 ○ 住宅の耐震化率が目標値を下回っており、特に耐震化が遅れている木造住宅について、耐震化を進める必要がある。 ○ 東日本大震災以降の法改正を踏まえて、住宅・建築物の耐震化方策への対応が必要である。

- 耐震診断が義務化された大規模特定建築物について、着実に耐震化を進める必要がある。
- 倒壊により大勢の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物の耐震化が必要である。
- 「福岡県建築物耐震改修促進計画」や「糸島市地域防災計画」と十分な連携・調整を図った住宅・建築物の耐震化が必要である。

意識啓発・知識の普及

- 糸島市でも福岡県西方沖地震や糸島地震など大きな地震が発生する可能性があることを再認識する必要がある。
- 地震の恐ろしさ・地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するための取り組みが必要である。
- 耐震化により地震発生によるリスクを回避することが建築物所有者自らの問題であることの自覚を促すとともに、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供を行う必要がある。
- 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図る。

耐震化に向けた環境整備

- 国や県の補助制度や優遇税制等の制度活用など、耐震化を促進するための情報提供などの環境整備を図る必要がある。
- 耐震改修工事を行う際の仮住まいの確保など、耐震化を進める上で所有者の負担軽減に関する情報提供を行う必要がある。

建築物全般の安全対策

- 家具等の転倒防止や天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊などの地盤の安全性確保に対する総合的な防災対策が必要である。

耐震化の目標

1. 目標設定の考え方

(1) 目標設定の考え方

糸島市においては、建て替え及び耐震改修による建築物の耐震化を促進することを前提に耐震化の目標を設定する。

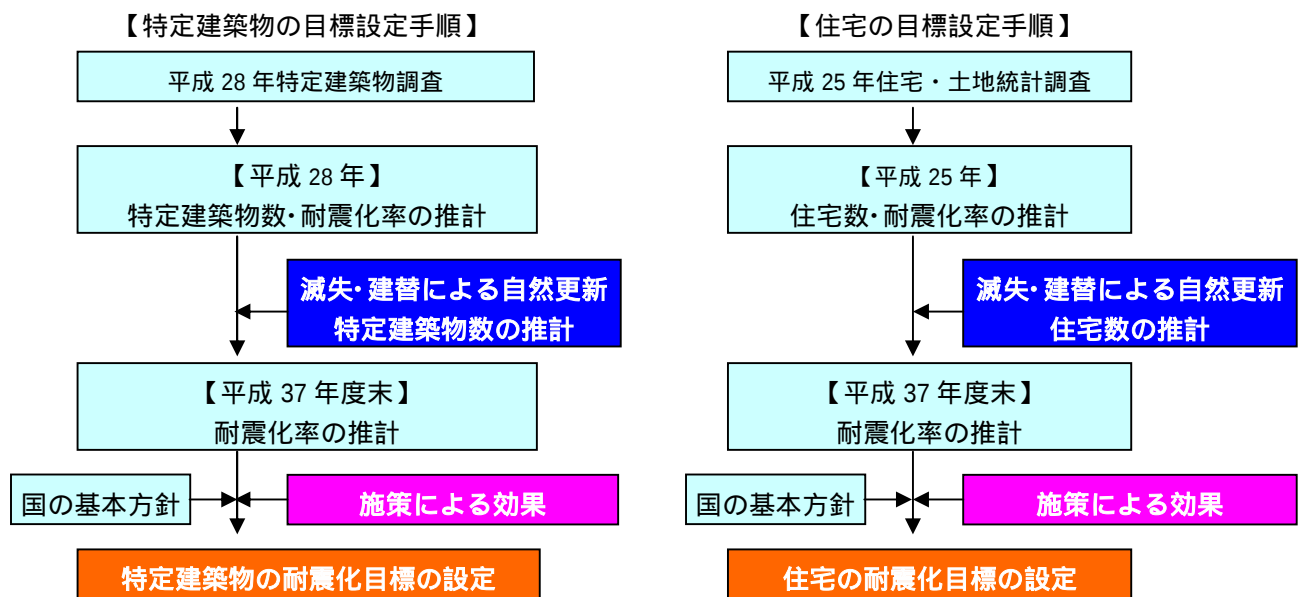
目標設定の基本的な考え方は以下のとおりである。

【目標設定の基本的な考え方】

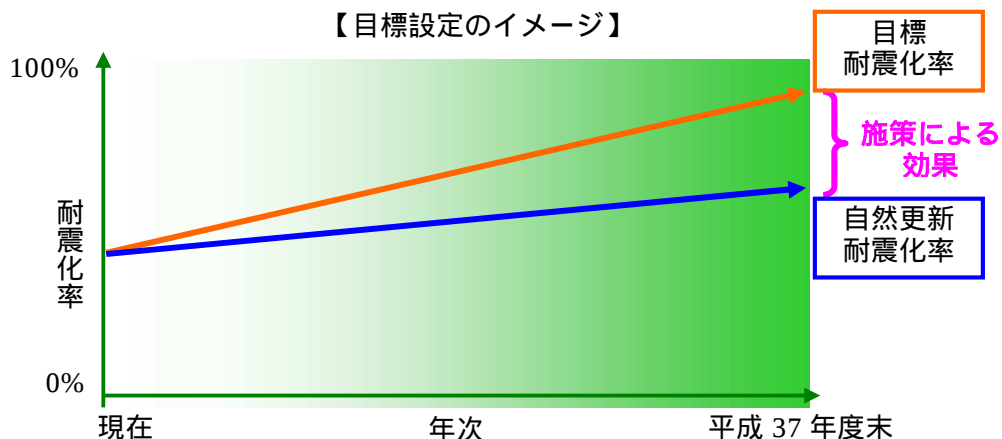
- 国は、国土強靱化計画アクションプラン2015で耐震化率の目標を住宅、特定建築物共に95%（H32）と示している。また、耐震改修促進法に基づく国の基本方針において住宅は、「平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消すること」としている。
- 本市においては、耐震化の現状や自然更新のペース、施策による効果及び国・県の目標を考慮し、耐震化率の目標を住宅と特定建築物に区分して設定する。

(2) 目標設定の手順

目標設定は、住宅及び特定建築物毎に概ね以下の手順で実施し、自然更新によって到達する耐震化率の推計値に、施策による効果及び全国の目標を考慮し、耐震化率の目標を設定する。



【目標設定のイメージ】



2. 耐震化目標の設定

糸島市の特定建築物の耐震化の現状は、全国平均を若干上回っており、住宅の耐震化の現状は、住宅・土地統計調査から見ると全国平均を若干下回っている。

この現状を鑑み、平成 37 年度末までに達成すべき耐震化率は、特定建築物・住宅ともに国及び県の目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

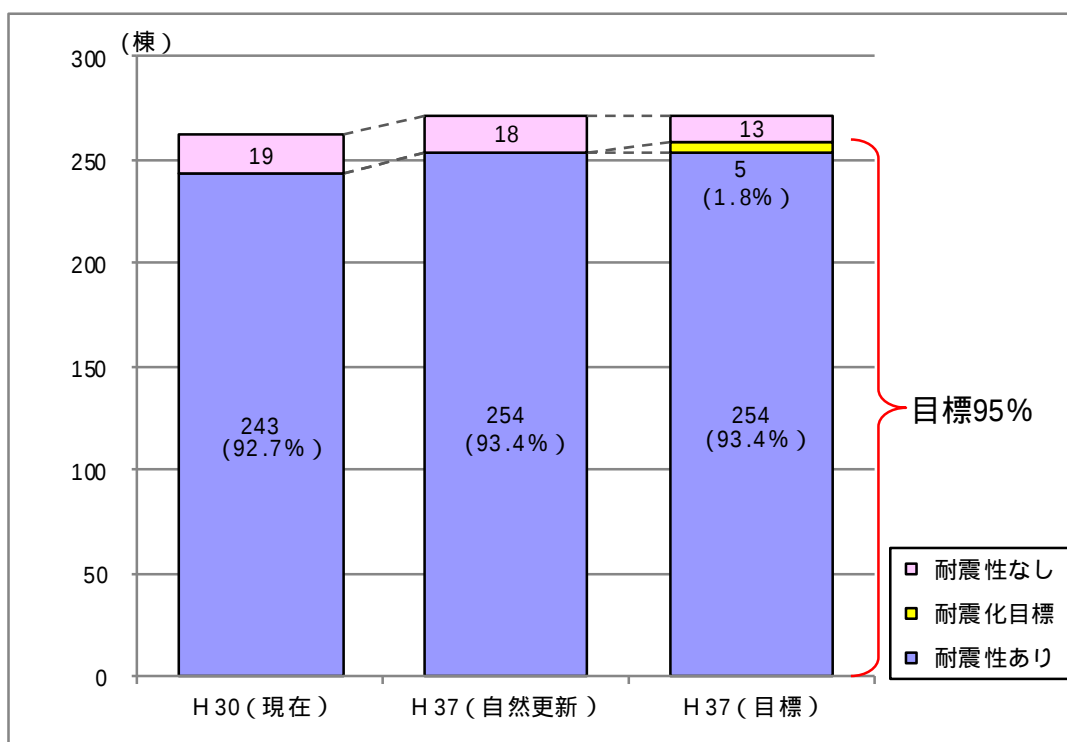
	全国の耐震化率	福岡県の耐震化率	糸島市の耐震化率
特定建築物	85% (H25)	86.0% (H27.4)	92.7% (H30.3)
住宅	82% (H25)	82.8% (H25.10)	77.8% (H25.10)

	全棟数 〔戸数〕	S57以降の 建築棟数 〔戸数〕	S56以前建築			現状の耐震化率 〔%〕	耐震化率の目標 〔平成37年度末〕 〔%〕
			棟数 〔戸数〕	耐震性あり棟数 〔戸数〕	耐震性なし棟数 〔戸数〕		
特定建築物	262棟	221棟	41棟	22棟	19棟	92.7% (H30)	95%
住宅	34,200戸	24,810戸	9,390戸	1,787戸	7,603戸	77.8% (H25)	95%

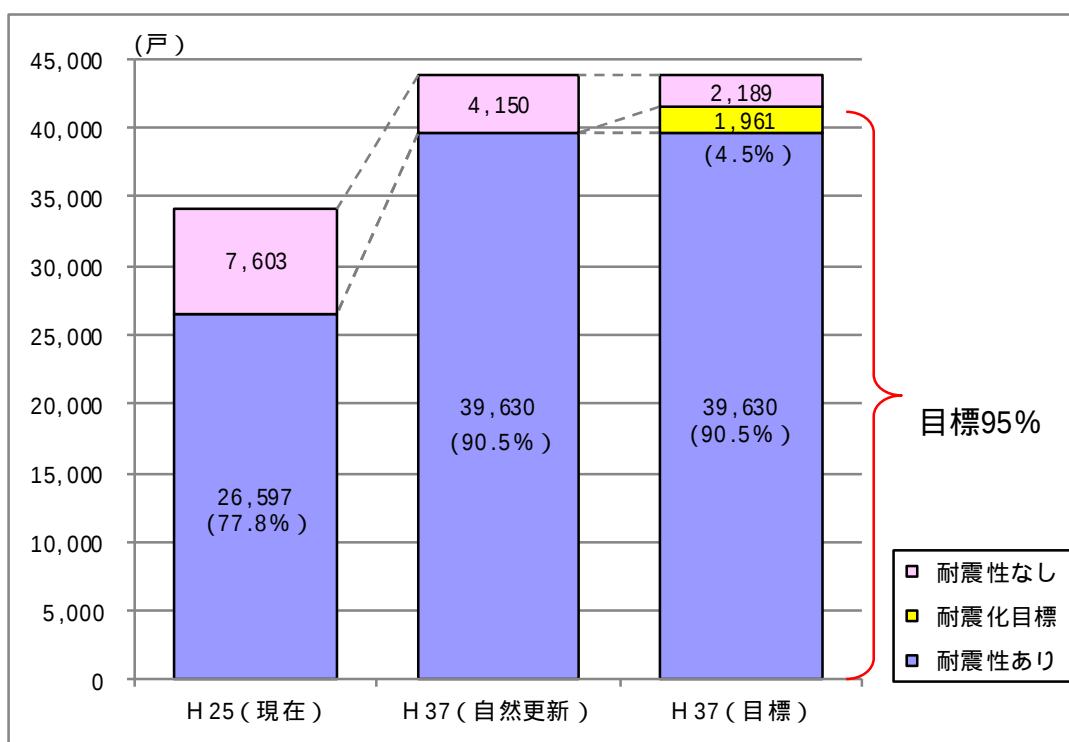
- 平成 37 年末の目標達成のため、特定建築物の耐震改修を 5 棟、住宅の耐震改修を約 2,000 戸実施する必要がある。

糸島市の特定建築物及び住宅の耐震化の現状を把握し、自然更新率による平成 37 年度の耐震化の推計と目標を比較すると、次ページのようになる。

【特定建築物の耐震化の推計】



【住宅の耐震化の推計】



1. 計画の骨子

1. 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、糸島市は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備や支援施策を講じるものとする。

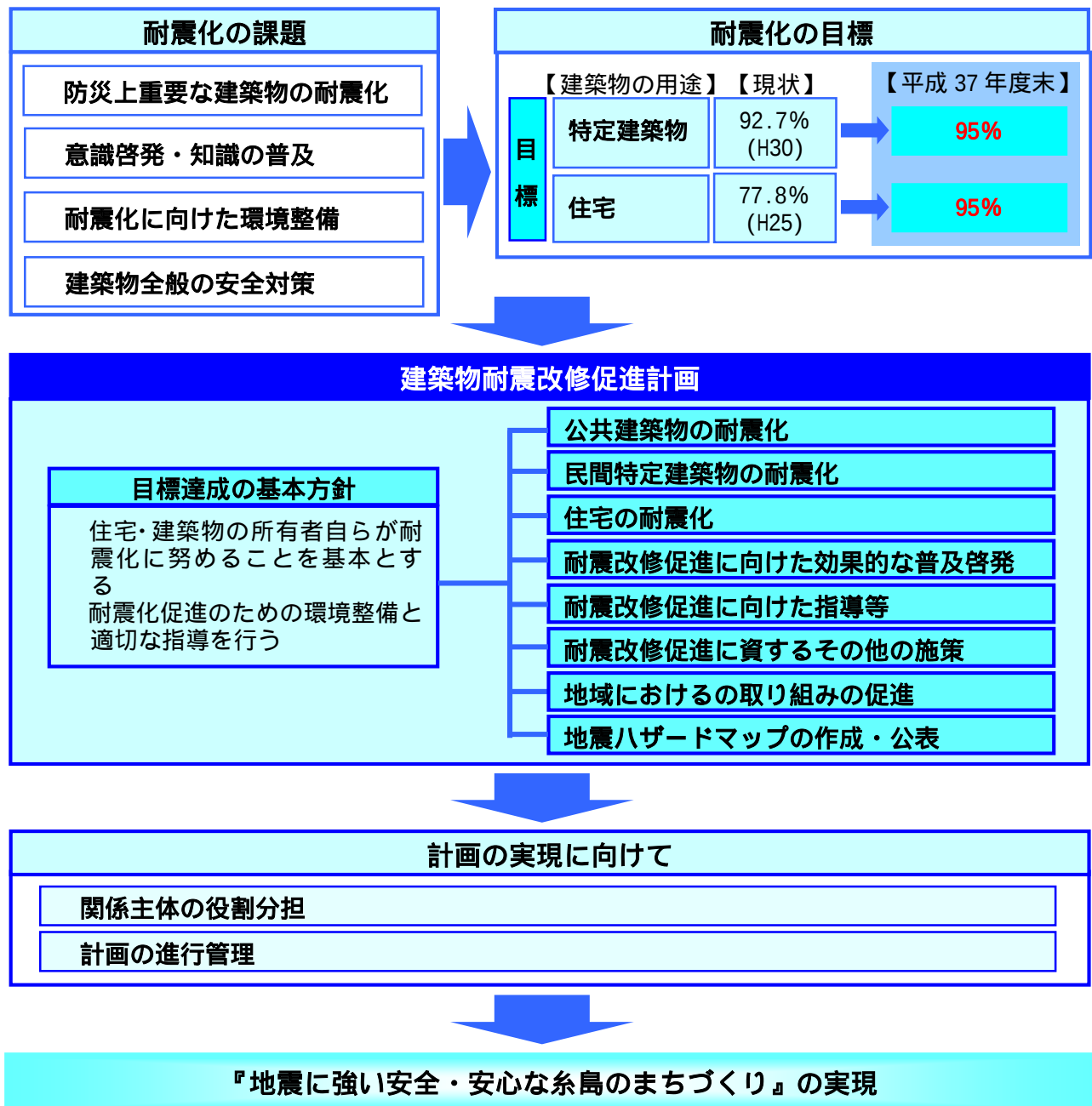
以下に、目標達成に向けた耐震化の基本方針を示す。

住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする

耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

地震に強い安全・安心な糸島のまちづくり 《建築物の耐震化の促進》

2. 施策の体系



．施策の概要

1．公共建築物の耐震化

■ 取り組み方針

公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供することが必要な施設である。このため、糸島市では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地域の条件を考慮し、市民の生命・身体及び財産の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進する。

■ 具体的な施策

（１）重点的かつ計画的な耐震化の促進

公共建築物の耐震化の考え方

不特定かつ多数の市民が利用する可能性が高い公共建築物が、倒壊等により甚大な被害を受けると、災害時の対策において役割を果たせなく懸念があることから、公共建築物の耐震化を重点的に図るものとする。

公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数の者の利用、及び老朽度等を考慮し、耐震化の優先度を分類した上で、同分類に沿った計画的な耐震化を進めていく。

【公共施設分類】

分 類		対象建築物
防災拠点建築物	災害時の情報収集・指令等	市役所
	医療・保健活動、被災者支援	病院、保健所、消防署等
	避難活動支援	避難所（学校、体育館、公民館等）
災害弱者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設等
不特定かつ多数の者が利用する建築物		文化施設、社会教育施設等
多数の者が利用する建築物		学校、その他の建築物

特に耐震改修促進法附則第3条の規定により、不特定多数かつ多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）については、耐震診断の実施とその結果の報告が義務づけられたため（報告期限：平成27年12月31日）、所管行政庁が当該結果を公表することにより、効果的に耐震化を進めていく。

【耐震診断義務づけ対象となる大規模建築物の要件】

○原則として、以下の①及び②の要件を満たす建築物が対象

①階数3及び床面積の合計5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等の不特定多数かつ多数の者が利用する建築物等（※）であること

②旧耐震基準により新築した建築物（新耐震基準により増築等の工事を行い、検査証の交付を受けたものを除く）であること

※小・中学校は階数2及び床面積の合計3,000㎡以上、幼稚園・保育所は階数2及び床面積の合計1,500㎡以上 等

防災拠点建築物の指定による耐震化の推進

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物の耐震化を進めていくものとする。

建物名称	災害時の用途	耐震診断結果の県への報告
市役所 本庁舎	災害対策本部	報告済（耐震改修工事済）

補助制度等の活用による計画的な耐震化の推進

公共建築物については、住民を災害から守るとともに、大地震が発生した場合に救助等の拠点機能を果たす必要があり、十分な安全性確保が求められることから、「住宅・建築物耐震改修事業」や「公共施設等耐震化事業」等の補助制度等を活用することで、計画的に耐震化を進めていくものとする。

【公共建築物に関する住宅・建築物耐震改修事業の概要】

対象	主な要件等
耐震診断	補助率 : 地方公共団体が実施する場合 ・国 1/3 ・国 1/2（※1）
耐震改修等	補助対象 : 耐震改修工事費（建替えを含む。） 補助率 : 地方公共団体が実施する場合 * 多数の者が利用する建築物 国 11.5% 国 1/3（※2） * 避難所等の防災拠点 国 1/3 国 2/5（※3）
耐震化のための計画の策定	補助率 : 地方公共団体が実施する場合 国 1/3
耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに付帯する事業	補助率 : 地方公共団体が実施する場合 国 1/2

〔平成28年4月現在〕

- 1 要安全確認計画記載建築物でH31.3.31までに着手した場合
- 2 要緊急安全確認大規模建築物でH31.3.31までに補強設計に着手したもの
- 3 要安全確認計画記載建築物でH31.3.31までに補強設計に着手したもの
- 4 要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物でH31.3.31までに着手した場合

【公共施設等耐震化事業の概要】

● 事業概要

・ 阪神・淡路大震災の教訓、及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の趣旨を踏まえつつ、大規模災害が発生した場合の災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、公共施設等の耐震化を推進する事業である。

● 支援内容

・ 本事業の90%は防災対策事業債を充当し、元利償還金の50%は、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入される。

防災対策事業債（事業費の90%）

交付税措置 元利償還金の50% （事業費の45%）	一般財源 10%
---------------------------------	-------------

● 対象となる施設

・ 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設

・ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎含む）

・ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等

(2) 市有建築物の耐震化の推進

市有建築物の耐震化の考え方

本計画及び市公共施設等総合管理計画に基づいて、市有建築物の管理部局、財政部局などの横断的な取り組みにより耐震化を推進する。

市有建築物の耐震対策

対象は、耐震改修促進法第14条に規定される特定建築物、並びに災害応急対策活動に必要な建築物又は多数の市民が利用する建築物で、階数2以上又は面積200㎡を超える建築物とする。

耐震性能は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」に示される技術上の指針によるものとし、災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の市民が利用する建築物については、地震時及び震後の用途に応じて保有すべき耐震性能の確保を目指す。

耐震改修等は、対象建築物の用途、保有している耐震性能等を考慮し、平成37年度までに計画的に実施することを目標とする。なお、建築物の利用上又は費用対効果が得られない等の理由で耐震改修を行うことが適当でない場合は、建替、解体等の検討を行うものとする。

耐震対策の推進

市有建築物の所管課は本計画の円滑な実施に努め、都市計画課は所管課に対し必要な情報提供及び指導助言を行うものとする。

【市有建築物の現状と耐震化率】

平成29年度末

区分	総件数	新耐震 (S57以降)	旧耐震 (S56以前)				耐震化済 件数	耐震化率
		件数	件数	耐震性あり 件数	未診断 件数	その他 件数		
	A = B + C	B	C	D	E	F	G = B + D	H = G / A
対象建築物	305	246	59	44	8	7	285	93.4%

件数とは、棟数とは異なり、耐震診断の単位を示す

2. 民間特定建築物の耐震化

■ 取り組み方針

耐震改修促進法第6条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「県又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第15条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。

糸島市では、法改正の趣旨を踏まえて、特定建築物の積極的な耐震化を促進するとともに大規模な民間特定建築物や避難路沿道建築物については重点的な対策を講じるものとする。

■ 具体的な施策

(1) 適切な指導等による耐震化の促進

適正な指導等の実施

民間特定建築物については、耐震改修促進法第15条等の法制度に基づいて、所管行政庁である県が適正な指導等を実施し、耐震化を促進することとなっている。

県の指導等について、市として連携を検討し一体的に耐震化を促進する。

(「耐震改修促進に向けた指導等」の詳細については、P38、39 参照)

大規模な民間特定建築物への補助等の実施

耐震改修促進法附則第3条の規定により、不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものについては、耐震診断の実施とその結果の報告が義務づけられたところである。(報告期限：平成27年12月31日)

当該建築物の耐震化を促進するため、県では、これまで耐震診断の補助(政令市を除く)を実施してきたところであるが、今後、所管行政庁による診断結果の公表と併せ、建築物が所在する市(政令市を除く)を通じて耐震改修補助を実施することにより、耐震化を進めていくこととされている。

県が当該建築物の耐震改修補助を実施する場合は、連携を図る。

建築物所有者へのメリットの提示

宅地建物取引業法の改正により、重要事項説明において耐震性能を表示することが義務づけられたことを踏まえて、耐震性能の確保が資産価値の向上に繋がる点を関係団体等と連携して広く周知する。

税の減免措置や融資制度等の活用による耐震化のメリットについて建築物所有者に理解を求め耐震化を促進する。

(2) 避難路沿道建築物の耐震化の促進

緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき県が避難路として位置づけた沿道の建築物については、広域的な避難や緊急輸送手段を確保するためにパンフレット配布や相談体制の充実等による所有者・管理者への啓発を行い、耐震化を促進する。

3. 住宅の耐震化

■ 取り組み方針

住宅の耐震化は所有者自らの問題として主体的に取り組めるように、支援や環境整備を充実させ、福岡県や関係機関との連携を図ることにより、耐震化を誘導する。

■ 具体的な施策

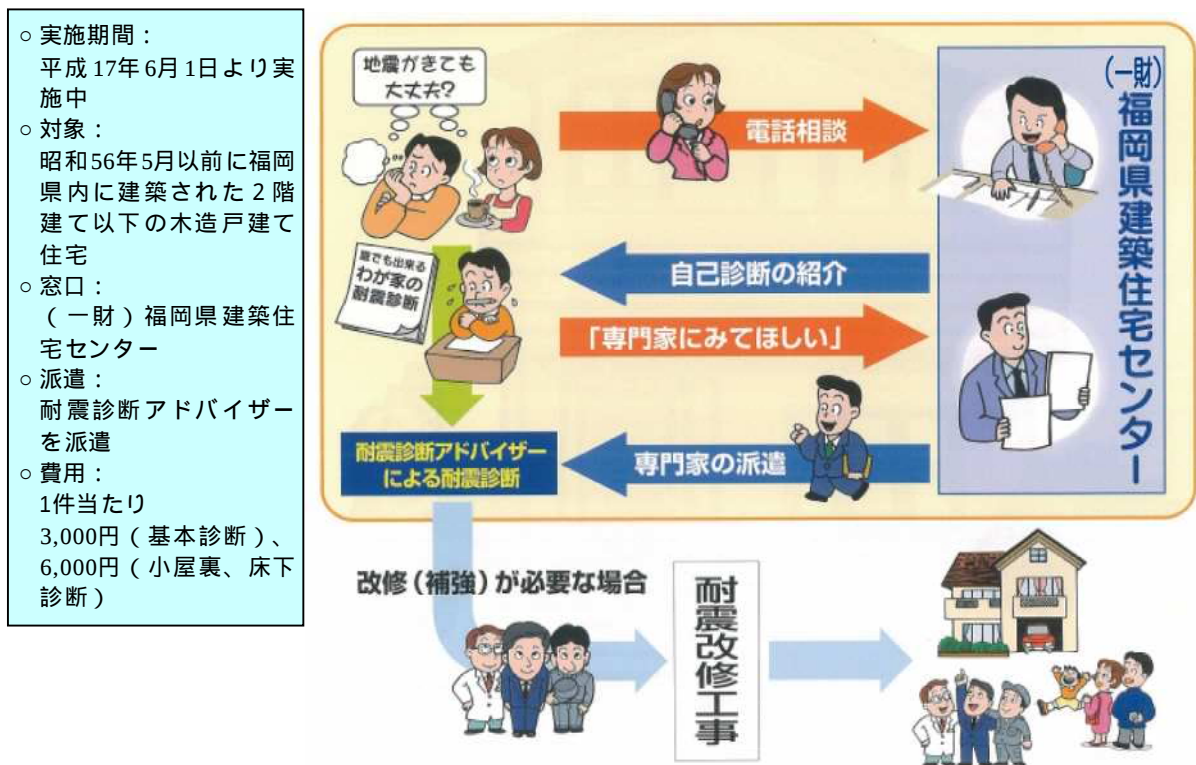
(1) 耐震診断・耐震改修等への支援

耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施

木造戸建て住宅所有者に対して、『福岡県耐震診断アドバイザー制度』の活用を促し、住宅の耐震性への理解を求める。また、診断の結果、耐震性の劣る住宅については、耐震改修補助制度などの各種情報提供等により耐震化を誘導する。

耐震改修への誘導にあたっては、関係団体等と連携しながら、安心して改修ができる情報の提供を行う。

【福岡県耐震診断アドバイザー制度の概要】



【アドバイザー利用者数】

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
県内全体利用者数	160件	200件	200件	200件	200件	200件	447件
糸島市の利用者数	2件	2件	1件	0件	7件	1件	9件

耐震改修工事に直接要する費用の補助

予算の範囲内で、耐震診断の上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅の耐震改修工事に直接要する費用の一部を補助し、耐震性の劣る住宅の耐震化を促進する。

【糸島市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付規程】**○趣旨**

震災に強いまちづくりに資するため、木造戸建て住宅の耐震改修工事を行う者に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市木造戸建て住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）について、糸島市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

○補助対象住宅

補助金の交付の対象となる木造戸建て住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること。
- (3) この規程に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (4) 現に居住者がいること又は耐震改修工事後に居住する予定の者がいること。
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

○補助対象費用

耐震改修工事に直接要する費用(店舗等の用途を兼ねる補助対象住宅にあっては、当該店舗等の用途に供する部分の耐震改修工事に係る費用を除く。)

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である住宅について、上部構造評点が1.0以上になるように補強する工事及びこれに伴う耐震設計(工事監理を含む)費用。

○補助金の額

補助対象費用の10分の4に相当する額とし、60万円(国15万円, 県30万円, 市15万円)を上限とする。

国・関係機関と連携した建築物所有者への支援

耐震改修の実施にあたっては、木造戸建住宅の耐震改修費補助事業や、税の減免措置、融資制度等の活用を紹介し、所有者自らが改修を行える機運づくりを行う。

県が進めている「福岡県快適な住まいづくり推進助成制度」を活用した建替えを促進する。

耐震リフォームに要する費用の融資制度について情報の提供を行う。

地震保険についても、耐震改修等により割引が受けられる点をメリットとして周知する。

【税制の概要】

対象	主な要件等
改修	○耐震改修促進税制 ◇住宅 ・所得税：平成31年6月30日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額(上限25万円)を所得税から控除 ・固定資産税：平成30年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1年間1/2に減額 (ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額) ◇建築物 ・法人税、所得税：耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過するまでに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却 ・固定資産税：耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、固定資産税額2年間1/2に減額(改修工事費の2.5%が限度) ○住宅ローン減税 ・所得税：耐震改修工事を行い、平成31年6月30日までに自己居住のように供した場合、10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象)

【融資制度の概要】

対象	主な要件等
個人向け	住宅金融支援機構 ・融資限度額：1,000万円(住宅部分の工事費の80%が上限) ・金利：償還期間10年以内0.98%、11年以上20年以内1.10% (平成28年3月1日現在) ・保証人：不要 〔死亡時一括償還型融資の場合〕 ・融資限度額：1,000万円(住宅部分の工事費が上限) ・金利：0.90% ・保証人：(一財)高齢者住宅財団による保証
マンション 管理組合向け	住宅金融支援機構 ・融資限度額：500万円(共用部分の工事費の80%が上限) ・金利：償還期間10年以内0.71%(平成28年3月1日現在) ・保証人：必要 ※上記は、(公財)マンション管理センターの保証を利用する場合

【地震保険の割引制度の概要】

対象	割引の適用条件	主な確認資料等
免震建築物割引 (50%)	・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	・「建設住宅性能評価書」または「設計住宅性能評価書」 1 ・フラット35Sに関する「適合証明書」 2または 「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 2
耐震等級割引率 耐震等級3 : 50% 耐震等級2 : 30% 耐震等級1 : 10%	・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有している場合 ・国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	・「住宅性能証明書」 2 ・長期優良住宅に関する「技術的審査適合証」 3 ・「認定通知書」等の長期優良住宅の認定書類 4 および、「設計内容説明書」等の免震建築物であることまたは耐震等級が確認できる書類 3 ・「耐震性能評価書」（耐震等級割引の場合のみ） など
耐震診断割引 (10%)	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	・「耐震基準適合証明書」 ・「住宅耐震改修証明書」 ・「地方税法施行規則附則に基づく証明書」 など
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	○公的機関等 5が発行 6する以下の書類 ・「建物登記簿謄本」 ・「検査済証」 ・「建物登記済権利証」 ・「建築確認書」 など ○宅地建物取引業法に基づく 「重要事項説明書」

建替と耐震改修両面での耐震化の促進

糸島市では、耐震化目標の達成に向けて、耐震改修が必要な所有者に対して、建替えと耐震改修の両面での耐震化の促進を県と連携し誘導する。

所有者が建替えと耐震改修の選択を自ら判断し、安全な居住環境を手に入れることができるように、適切な情報を提供する。

(2) 県及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化

エンドユーザーである建築物所有者が安心してリフォームや耐震改修を行うにあたっては、適正な情報にアクセスし、充実した相談体制の構築により不安を取り除くことが重要である。

糸島市では、耐震診断や耐震改修の相談窓口として、市役所内（都市計画課）に窓口を設置し、所有者からの相談を受け付けているが、さらにきめ細かなサービスを提供する必要があることから、県や（一財）福岡県建築住宅センターや関係機関と連携した相談体制の充実を図る。また、相談窓口とアドバイザー派遣制度や福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会等の組織、関係団体等を有機的に連携させ、窓口機能の充実を図る。

【現在の相談窓口】

管 轄		相談窓口	連絡先
行政	福岡県	福岡県建築都市部建築指導課（建築指導係） 福岡県土整備事務所建築指導課	電話：092-643-3721 電話：092-641-0169
		（一財）福岡県建築住宅センター	電話：092-781-5169
その他		JSCA九州耐震改修促進委員会	FAX：092-727-1389
		（一社）福岡県建築士事務所協会	電話：092-473-7673

県が住宅市場を構成する関係団体に呼びかけて設立した「住宅市場活性化協議会」での検討をもとに、安心して工事を依頼できるリフォーム事業者を紹介する仕組みとして「福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会」が組織されている。

【福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会の概要】



国（国土交通省）では、以下の取組みが行われている。

【住宅リフォーム事業者団体登録制度】

平成26年に住宅リフォーム事業者団体登録制度を創設し、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保、消費者への情報提供等を行い、消費者が住宅リフォーム事業者の選択の際の判断材料とできるなど、安心してリフォームを行うことができる市場環境の整備を図っている。

【住まいるダイヤル（住宅専門の相談窓口）】

「住まいるダイヤル」（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）における電話相談業務及び具体的な見積書について相談を行う「リフォーム無料見積チェックサービス」を実施するとともに、各地の弁護士会における「専門家相談制度」等の取組みを進めている。

【リフォーム用の保険制度（リフォーム瑕疵保険）】

消費者が安心してリフォームができるよう、リフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度が用意されている。

リフォーム瑕疵保険では、後日、工事に欠陥が見つかった場合に、補修費用等の保険金が事業者（事業者が倒産時の場合は発注者）に支払われ、無償で直してもらうことができる。

4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

■ 取り組み方針

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、市民の知識の普及と啓発を図るため、防災教育や情報提供活動等の充実並びに人的資源等の確保など多様な施策を推進する。

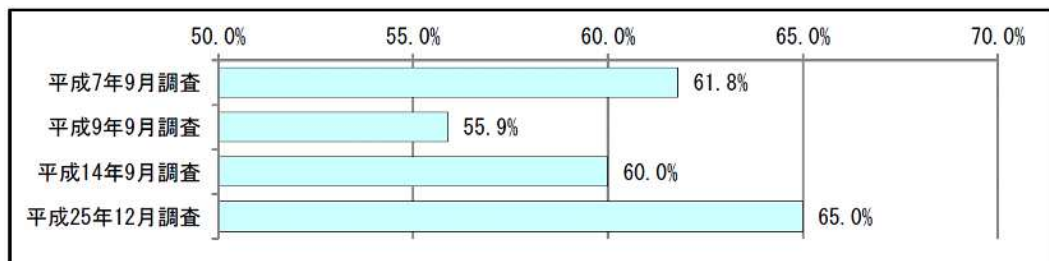
■ 具体的な施策

(1) 防災意識の向上

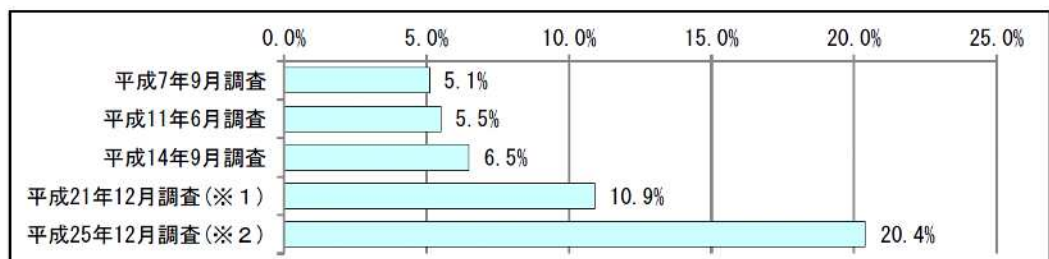
防災教育の充実

内閣府が行った「防災に関する世論調査」では、建物の倒壊に対する危機意識は高いが、具体的な行動に結びついていないことが明らかになっている。

【「大地震のとき建物の倒壊が心配」と回答した者の割合】



【「大地震に備えて自宅の耐震性を高くしている」と回答した者の割合】



1：選択肢が「家屋の耐震化や耐震診断を行うなど自分の家の耐震性に気を遣っている」

2：選択肢が「耐震性のある家に住んでいる」

糸島市では、地震発生リスクに対する市民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、糸島市地域防災計画との整合を図り、防災教育等を充実し、広く市民の耐震化に対する普及啓発を行う。

防災教育については、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導や訓練をはじめとして、出前講座の開催や講習会の開催、図上訓練等における災害知識の普及など、子どもから高齢者まであらゆる年齢層を巻き込んだ相乗的な効果が期待できる取り組みを実施する。

地域ぐるみの防災活動の促進

災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」と規定されており、福岡県地域防災計画では、自主防災体制の整備の方針として「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンとして掲げている。また、糸島市地域防災計画では、自主防災組織等の育成を促進するとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援としている。

これらを踏まえて、糸島市は、福岡県と連携し、地域ぐるみの防災活動の推進に向けた建築物の耐震化に関する情報提供等を実施する。

手軽に出来る耐震対策

地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を促進する。

建築物倒壊時においても人命を守ることができる耐震ベッド設置や構造的に特に脆弱な部分の補強などの被害軽減策についても知識の普及・啓発を行う。

(2) 耐震改修促進に関する情報の提供

多様な媒体による正しく有益な情報の提供

系島市では、耐震診断・耐震改修の相談窓口の設置や福岡県耐震診断アドバイザー制度など耐震化に向けた様々な情報提供を行っている。

所有者が主体的に耐震診断・耐震改修に取り組むための機運を醸成するために、市では、これまでの情報提供機能を充実させ、正しく有益な情報を官民連携のもとに提供する。情報提供の手段としては、回覧板配布やホームページ等の活用により、広く市民に周知する段階から、個別の改修相談まで幅広く対応する。また、（一財）福岡県建築住宅センターや建築関係団体との連携を行うことにより、有機的な情報ネットワークを構築し、多様な市民のニーズへの的確な対応を図るための支援を行う。



5. 耐震改修促進に向けた指導等

■ 取り組み方針

耐震化目標の実現に向けて、糸島市は市民への普及啓発活動を図り、県は市民の生命・身体や財産の保護を前提とした適正な指導を明快な基準に基づいて実践する。

■ 具体的な施策

(1) 県との連携による法に基づく適切な指導・助言等の実施

指導等の対象建築物

指導・助言の対象となる建築物は、耐震改修促進法第15条第1項に基づく特定建築物とする。

指示の対象となる建築物は、耐震改修促進法第15条第2項に基づく建築物とする。

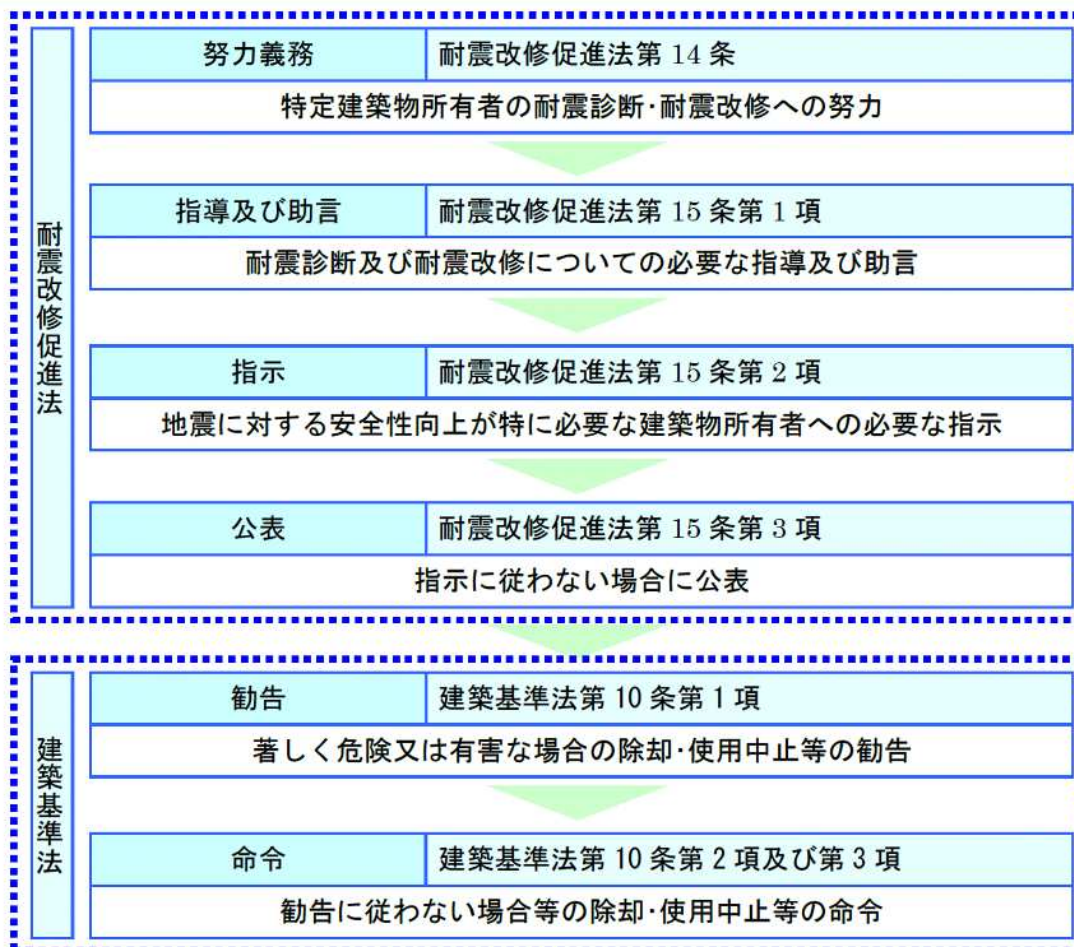
【指導・助言及び指示対象の建築物の概要】

努力義務	指導及び助言	指示	公表
特定建築物 (階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上等) 〔法第 14 条、法第 15 条第 1 項〕	特定建築物 (階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上等) 〔法第 15 条第 2 項〕	指示を受けた所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかった特定建築物	

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件		指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件
		階数	面積（㎡）	面積（㎡）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2	1,000	1,500
	上記以外の学校	3	1,000	
体育館（一般公共の用に供されるもの） ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		1	1,000	2,000
病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場		3	1,000	2,000
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他のこれらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所 博物館、美術館、図書館				
遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀王 その他これらに類するサービス業を営む店舗		3	1,000	2,000
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。） 車両の停車場又は造船若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公共上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物		500
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		左に同じ

【法に基づく指導等のフロー】

指導・助言	耐震診断・改修を促進するため	必要性の説明・相談対応・住民への説明等
指示	協力が得られない場合	指導・助言事項の実施促進、指示書等の交付
公表	正当な理由無く従わない場合	建築物・所有者の公表



糸島市の場合、特定建築物への指導・助言等は所管行政庁である福岡県が行う。

6. 耐震改修促進に資するその他の施策

■ 取り組み方針

関係部局との連携による総合的な建築物の安全対策や地震防災対策を実施し、地震被害から市民の生命や財産を保護することを目的として耐震化を促進する。

■ 具体的な施策

(1) 建築物の総合的な安全対策の実施

福岡県西方沖地震においてブロック塀倒壊による死者が発生したことを受けて、県と連携して、啓発活動を行っている。

適正な維持管理がなされていないまま放置された老朽化した家屋については、効果的な対策を検討しつつ、建築基準法に基づいた改善指導を県と連携して家屋の所有者に対して行う。

(2) 横断的な取り組みによる総合的な防災対策

関係部局との連携による自然災害に配慮した防災対策

福岡県西方沖地震においては、玄界島などで敷地の崩壊による被害が多数報告されており、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せた自然災害に配慮した防災対策が必要である。

糸島市では、土砂災害から生命・身体や財産を守るため、土砂災害防止法に基づく対策を進めている。土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域や建築基準法第39条に基づく災害危険区域等においては、「糸島市がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用し予算の範囲内において、居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

【土砂災害特別警戒区域での対策例】



【糸島市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程】

○趣旨

がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）について、糸島市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

○補助対象者

- (1) 危険住宅に現に居住する当該住宅の所有者又は借家人(補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を行うことについて所有者の同意を得た者に限る。)であること。
- (2) 危険住宅の移転先が市内であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

○補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費	補助額
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却に要する撤去費、動産移転費、仮住居費 その他移転に伴う費用	1戸当たり80万2,000円を限度とする。
代替住宅建設等事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を銀行その他の金融機関から借り入れた場合における当該借入金利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する額の費用	1戸当たり415万円(建物にあっては319万円、土地にあっては96万円)を限度とする。

広域的な観点による地震防災対策

福岡県地域防災計画によると、警固断層をはじめとする想定地震による被害が複数の市町村に及ぶとの予測がなされていることから、福岡県及び関係する市町村との連携を図り、広域的な観点から総合的な地震防災対策を地域防災計画との整合を図りながら進めていく。

7. 地域における取組みの推進

■ 取り組み方針

災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自治会等と連携を図り、地域特性を踏まえた建築物の耐震化を促進する。

■ 具体的な施策

(1) 自主防災組織との連携と啓発

地域ぐるみの防災活動の促進

災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。」と規定されており、福岡県地域防災計画では、自主防災体制の方針として「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンとして掲げている。

糸島市地域防災計画では、自主防災組織等の育成を促進するとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援するとしている。

一方、近年地域コミュニティの希薄化が問題となっており、防災を自らの地域の課題として捉え直すことが防災対策上の喫緊の課題となっている。

これらを踏まえて、糸島市は、自主防災組織と連携し、建築物の耐震化に資するような防災活動建築物の耐震化を行い、地域ぐるみの防災活動の推進に向けた情報提供等を実施する。

建築物の耐震化に関する情報の提供

市民の耐震化に対する意識啓発のために、ホームページ等の多様な媒体を活用して必要に応じ、建築物の耐震化に関する情報の提供を行う。また、防災講座、防災リーダー研修等に耐震化のパンフレットを配布し、自主防災組織内での啓発に努める。

8. 地震ハザードマップの作成・公表

■ 取り組み方針

地震ハザードマップについては、国が作成した地域防災マップ作成技術資料（平成 17 年 3 月内閣府）等に基づき作成し、平成 29 年 3 月に公表した。今後、それを活用し、市民の防災意識の向上につなげていく。

■ 具体的な施策

（１）国の基本的な方針

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針五・２「市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項」においては、市町村の耐震改修促進計画の内容に「個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込む」とされており、「特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。」と記載されている。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

（平成18年1月25日 国土交通省告示第 184 号）

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び 耐震改修の促進に関する重要事項

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

内閣府では地震防災マップに関して、「地震防災マップ作成のすすめ」（平成17年3月）を策定し、全国を1 km四方に区切って、どの地域が相対的にゆれやすいか（計測震度がどれだけ増幅されるか）を概括的に表した「ゆれやすさマップ」及び「地域の危険度マップ」の2種類からなる「地震防災マップ」の作成・普及、活用を促進することとしている。

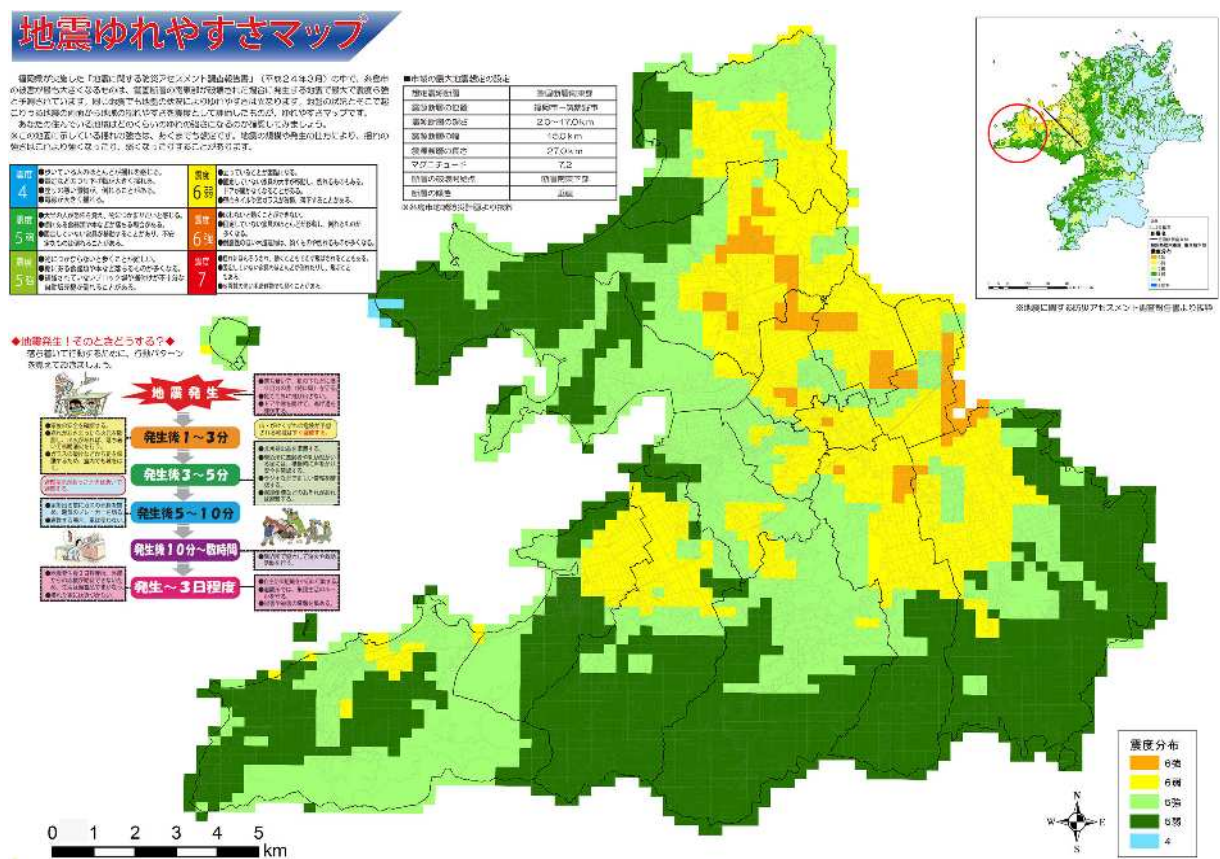
平野や川に沿った地域では、表層地盤がやわらかいためにゆれやすくなっている一方、山間部では比較的ゆれにくくなっていることが分かる。ゆれやすさマップは表層地盤の軟らかさを基に推定したものであるが、その軟らかさは地形の成り立ちや特徴によって細かく区分した資料（微地形区分）や、地質調査資料から推定している。

(2) ゆれやすさマップの活用

糸島市では、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）で予測されている中で、糸島市の被害が最も大きくなる警固断層の南東部が破壊された場合に発生する地震を想定し、揺れやすさを示す「糸島市地震ゆれやすさマップ」を作成した。

「糸島市地震ゆれやすさマップ」を活用し、発生の恐れのある地震やそれによる建築物被害の可能性などを市民に知らせることにより、市民の注意を喚起し、防災意識を高め、耐震診断・改修など建築物の耐震化や各自主防災組織等による地域防災力向上を促進する。

【糸島市地震ゆれやすさマップ】

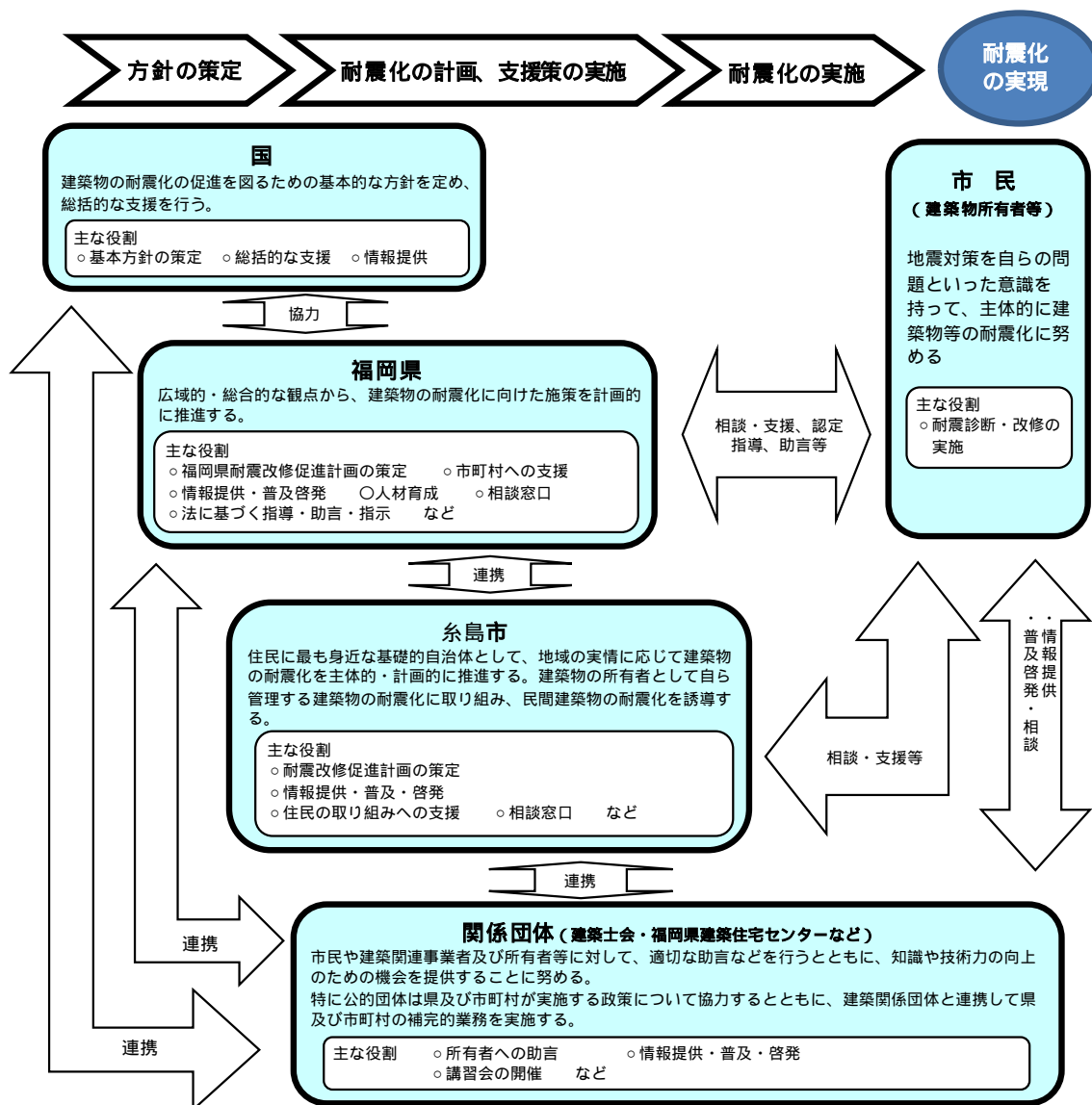


第4章 計画の実現に向けて

関係主体の役割分担

本計画の実現に向けて、役割分担と責任を明確化し、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や市民の連携のみならず、建築に係わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、市民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。



・計画の進行管理

耐震化目標に向けては、計画の進行管理が重要である。糸島市では、県や関係団体等との連携により住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実績把握に努める。

福岡県建築物耐震改修促進計画で指定した道路沿道の通行障害建築物（16 棟）については、所有者のヒアリング等により、道路の指定等について周知するとともに、建築時期や耐震診断または耐震改修の実績の有無など、耐震化の状況に関する精査を行い、必要に応じて耐震診断または耐震改修の実施を促していく。

進行管理にあわせて、適宜計画の見直しを行うこととする。

このページ以降の資料編は省略しています。